

国営道前平野土地改良事業
再評価基礎資料（案）

令和8年7月

中国四国農政局 道前平野農地整備事業所

目 次

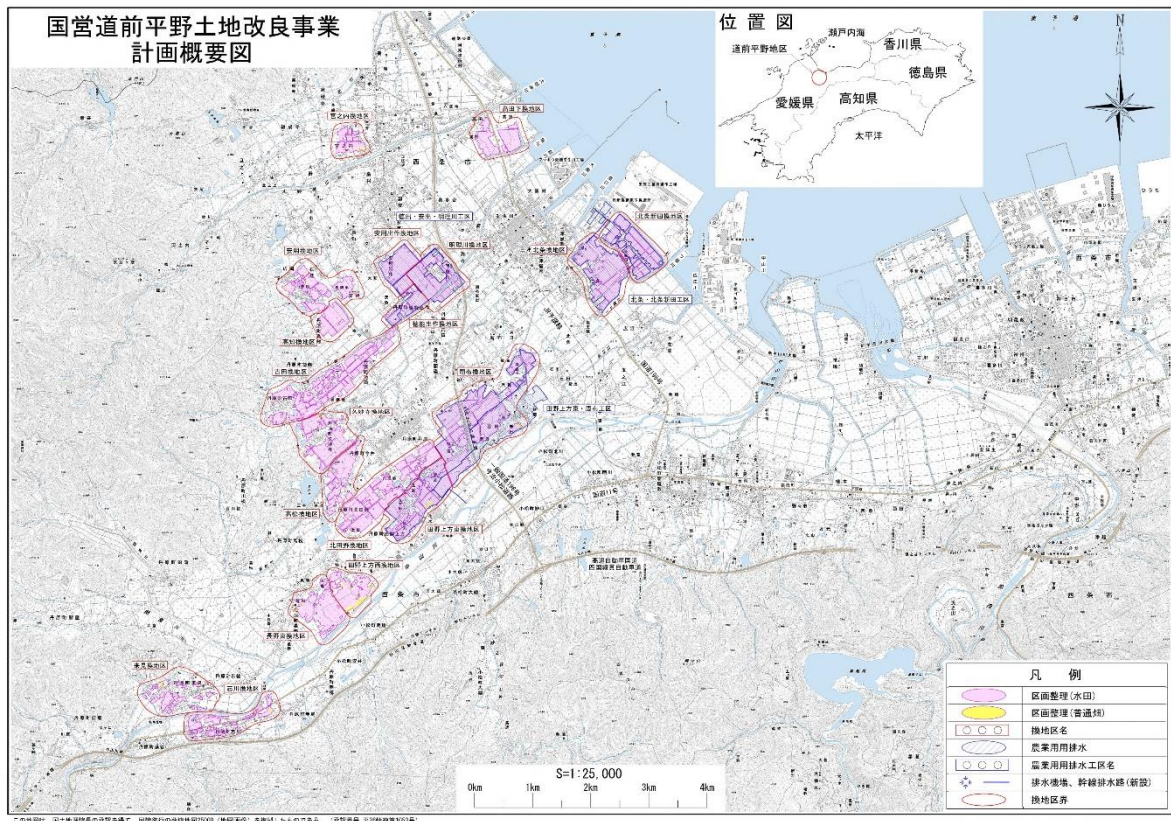
1. 事業概要	1
1.1 地域の概要	1
1.2 事業目的	1
1.3 関係市	4
1.4 受益面積	4
1.5 関係戸数	4
1.6 主要作物	4
1.7 主要工事計画	6
1.8 総事業費	7
1.9 工期	7
1.10 予定負担区分	7
2. 事業の進捗状況	8
2.1 主要工事の進捗状況	8
2.2 総事業費の執行状況	8
2.3 工事施工状況	9
2.4 営農状況	11
3. 関連事業の進捗状況	17
3.1 採択状況	17
3.2 総事業費ベースの進捗状況	17
4. 社会経済情勢の変化	18
4.1 人口・世帯数の推移	18
4.2 産業別就業人口の推移	19
4.3 経営耕地面積の推移	21
4.4 農家数の推移	23
4.5 主要作物別作付面積の推移	36
4.6 参考資料	39
5. 事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無	47
5.1 事業の施行に係る地域	47
5.2 主要工事計画の変更	47
5.3 総事業費の増減	47
6. 費用対効果分析の基礎となる要因の変化	49
6.1 県、市の農業振興の方向	49
6.2 費用対効果分析の基礎となる要因の変化	51
6.3 費用対効果分析の中で定量的に捉えられない効果	54
7. 環境との調和への配慮	56
7.1 環境検討委員会、情報協議会の設置	56

7.2 国営道前平野地区環境配慮推進協議会の設置.....	56
7.3 生態系への配慮.....	57
7.4 景観への配慮.....	63
7.5 環境配慮図	64
8. 事業コスト縮減の可能性.....	65
8.1 流用土の採用.....	65
8.2 工事発生土仮置場費用の削減	65
9. 関係団体の意見	67

1. 事業概要

1.1 地域の概要

道前平野地区は、愛媛県東予地方の西部に位置し、行政区は西条市である。本地区は、東は二級河川中山川水系中山川に、西は堂ヶ森に、北は瀬戸内海に、南は石鎚山に接しており、温暖な気候の下、農村景観を有している。



国営道前平野土地改良事業「道前平野地区」概要図

1.2 事業目的

本地区は、瀬戸内海に面した愛媛県西条市に位置し、国営道前道後平野土地改良事業（平成元年度～平成 25 年度）等で整備されたかんがい用水を用いて、水稻、はだか麦、野菜類等、多様な農作物が栽培される農業地帯である。

本地区は、水田区画の多くが狭小であり、また、耕作道路は狭く効率的な農作業が行えない状況であるとともに、地区内河川の中・下流周辺では、降雨時に慢性的な湛水が発生しているほか、後継者不足、農業従事者の高齢化等により、耕作放棄地が増加するおそれがある。

このため、本事業では、区画整理及び農業用排水を一体的に施行し、耕作放棄地を含めた農地の土地利用を計画的に再編し、担い手への農地の利用集積を進め、併せて湛水被害を解消することにより、緊急的に生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の確保を図り、農業

の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的としている。

整備前と整備後



北条団地（区画整備前）



北条団地（区画整備後）



明理川団地（区画整備前）



明理川団地（区画整備後）



久妙寺団地（区画整備前）



久妙寺団地（区画整備後）

整備前と整備後



田野上方東・周布工区
中山川排水樋門（農業用排水施設整備前）



田野上方東・周布工区
中山川排水樋門（農業用排水施設整備後）



徳出・安出・明理川工区
1号幹線排水路（農業用排水施設整備前）



徳出・安出・明理川工区
1号幹線排水路（農業用排水施設整備後）



北条・北条新田工区
2号幹線排水路（農業用排水施設整備前）



北条・北条新田工区
2号幹線排水路（農業用排水施設整備後）

1.3 関係市

愛媛県西条市

1.4 受益面積

区画整理 654ha（水田 643ha、普通畑 11ha）

農業用排水 323ha（水田 321ha、普通畑 2ha）

1.5 関係戸数

区画整理 : 関係戸数 1,760 戸

農業用排水 : 関係戸数 786 戸

1.6 主要作物

水稻、飼料用米、大豆、さといも、夏秋きゅうり、アスパラガス、いちご、はだか麦、
ブロッコリー

主要作物の作付け状況



水稻



大豆



さといも



夏秋きゅうり



アスパラガス



いちご



はだか麦



ブロッコリー

1.7 主要工事計画

1.7.1 区画整理

(1) 区画整理

工区名	面積 (ha)	整地工		表土扱い		備 考
		標準区画	土量 (m ³)	面積 (ha)	土量 (m ³)	
周布、北条、北条新田、明理川、高田下、安用、安用出作、宮之内、徳能出作、高知、古田、久妙寺、高松、北田野、田野上方東、田野上方西、長野東、来見、志川	459	0.5ha (100m×50m)	862,700	439	658,500	水田
	184	0.3ha (100m×30m)	433,600	168	252,000	
小 計	643		1,296,300	607	910,500	
周布、安用、宮之内、古田、久妙寺、田野上方東、田野上方西、来見、志川	5	0.5ha (100m×50m)	9,800	5	7,500	普通畑
	6	0.3ha (100m×30m)	12,900	6	9,000	
小 計	11		22,700	11	16,500	
合 計	654		1,319,000	618	927,000	

(2) 末端用水路等

項 目 区 分	数 量	規 模	構 造	備 考
末 端 用 水 路 (パイプライン)	71.7km	かんがい面積 530ha 0.01～0.09m ³ /s	硬質塩化ビニル管 φ75～φ300	
末 端 用 水 路 (開水路)	18.4km	かんがい面積 124ha 0.01～0.07m ³ /s	鉄筋コンクリートベンチフリューム BF250～BF500	

(3) 末端排水路等

項 目 区 分	数 量	規 模	構 造	備 考
支 線 排 水 路	63.7km	0.01～4.07m ³ /s	鉄筋コンクリート角フリューム KF250～KF500 鉄筋コンクリート組立柵渠 B650×H400～B1800×H600	
支 線 用 排 水 路	2.0km	0.03～0.09m ³ /s	鉄筋コンクリートベンチフリューム BF250～BF550	末端排水路と兼用

(4) 暗渠排水

項 目 区 分	面積 (ha)	集 水 渠				吸 水 渠						集水渠出口以下の 排水施設			備 考
	事業名														
	区画 整理	勾 配	管種	管 径 (mm)	延長 (m/ha)	勾 配	管種	管 径 (mm)	深さ (m)	間隔 (m)	延長 (m/ha)	名称	構 造	数量 (m/ha)	
周布、 北条、 北条新田、 明理川、 高田下、 安用、 安用出作、 徳能出作、 高知、 古田、 久妙寺、 北田野、 田野上方東	381	1/500	硬質 塩化 ビニ ル管	75 100	114	1/500	陶管	75	0.7	7.5	1,372	末端 排水 路	鉄筋コ ンクリ ート角 フリュ ーム	101	
計	381														

1.7.2 農業用排水

(1) 排水機

項目 名称	位置	排水量 (m³/s)	揚程(m)		排水機			原動機			備考
			全揚程	実揚程	型式	口径 (mm)	台数 (台)	型式	動力 (kW)	台数 (台)	
北条新田排水機場	愛媛県西条市北条	7.3	4.1	3.5	斜流	1,000	3	発動機	139	3	

(2) 排水路

項目 水路名	受益面積 (ha)	排水量 (m³/s)	延長(km)			構造	勾配	主要構造物	備考
			開きよ	トンネル その他	計				
田野上方東・周布工区幹線排水路	164	20.4	3.0	1.2	4.2	コンクリート二次製品	1/200	河川放流工 2箇所 合流工 1箇所 分水工 3箇所	
徳出・安出・明理川工区幹線排水路	72	4.0	1.8	0.6	2.4	コンクリート二次製品	1/250	河川放流工 1箇所 分水工 1箇所	
北条・北条新田工区幹線排水路	87	6.0	0.9	0.3	1.2	コンクリート二次製品	1/1,300	—	
計	323	30.4	5.7	2.1	7.8				

1.8 総事業費

総事業費：34,100 百万円（令和 8 年度ベース、物価や労賃の変動等含む）

区画整理：24,377 百万円

農業用排水：9,723 百万円

（参考）計画変更時点

総事業費：26,041 百万円（計画変更時点）

区画整理：19,041 百万円

農業用排水：7,000 百万円

1.9 工期

平成 28 年度～令和 11 年度

1.10 予定負担区分

事業方式	事業	国庫負担	県負担	市町負担	農家負担
一般型	区画整理	66.67%	25.00%	3.33%	5.00%
	農業用排水	66.67%	25.00%	8.33%	—

2. 事業の進捗状況

2.1 主要工事の進捗状況

主要工事の進捗率は下表のとおりである。

工種	事業量（計画）	令和7年度まで	進捗率 （事業費ベース）
区画整理	654ha	245ha	51.8%
農業用排水	1 か所	1 か所	71.3%
	7.8km	4.6km	

注：令和7年度決算時点で整理。

2.2 総事業費の執行状況

（単位：百万円）

総事業費	令和7年度まで		令和8年度		令和8年度まで 進捗率	令和8年度 以降
	事業費	進捗率	前年度 繰り越し	当初予算		
34,100	19,545	57.3%	839	1,419	63.9%	12,297

注：事業費は令和7年度決算時点で整理、進捗率は事業費ベース。

2.3 工事施工状況

区画整理工事



明理川団地（区画整備前）H22 年
出典：国土地理院ウェブサイト



明理川団地（区画整備後）R5 年
出典：国土地理院ウェブサイト



久妙寺団地（区画整備前）H29 年 4 月



久妙寺団地（区画整備中）H29 年 12 月



久妙寺団地（区画整備中）H30 年 3 月



久妙寺団地（区画整備後）H31 年 3 月

農業用排水工事（排水路）



北条新田排水機場（工事着手前）R2年6月



北条新田排水機場（工事中）R7年5月



北条新田排水機場（工事後）R8年3月



徳出・安出・明理川工区
1号幹線排水路（工事着手前）H29年12月



徳出・安出・明理川工区
1号幹線排水路（工事中）R2年11月



徳出・安出・明理川工区
1号幹線排水路（工事中）R2年11月



徳出・安出・明理川工区
1号幹線排水路（工事後）R3年3月

2.4 営農状況

本地区では、水田が農地面積の9割以上を占めており、総じて稲作が盛んな地域である。一方で、飼料用米、大豆、はだか麦といった土地利用型作物や、露地野菜（さといも他）、施設野菜（いちご他）についても、農業生産法人を中心とした生産が行われている。

以下に、地区内の先進事例である農事組合法人及び個別経営体の活動概要等を示す。

2.4.1 先進事例

（1）農事組合法人 吉田

【経営概要】

主要作物：水稲（10.5ha）、はだか麦（42.5ha）、大豆（34.3ha）、加工用たまねぎ（4.2ha）、さといも（2.6ha） ※令和6年度（周桑農業協同組合への聞き取り結果）

所在地：愛媛県西条市

法人設立：平成27年9月9日

【活動の特徴】

1) 活動の概要

- ・「一集落一農場、公平・公正、農地を遊ばせない」をモットーに儲かる農業を目指す。
- ・吉田上生産組合設立当初から、組合長及び理事のみに負担をかけないよう、水稲、麦、大豆など品目ごとの栽培方針を定める栽培部長、地域の農地を数ブロックに分け、管理するブロック長、機械担当、会計担当、女性部など全員が役割を担うことで、運営、部門間の連携を図っている。
- ・一年を通じた作業の確保のため、収益性の高い里芋（H24）、加工用たまねぎ（H28）を導入した。さらにH30年からは施設アムスメロンを導入し、経営の安定化を図っている。
- ・H19年「美しい田んぼにやさしい笑顔」を目標に「環境保全会」を設立し、通学路を中心にひまわりを植え、景観形成活動を始め、地域住民の癒しの場になっている。



写真. 加工用たまねぎ収穫



写真. 通学路周辺にひまわり

【表彰経歴】平成29年度日本農業賞県知事賞

平成30年度西条市民表彰

【出典】愛媛県HP（集落営農法人・組織の優良事例）

（URL：<https://www.pref.ehime.jp/page/3817.html>）

2) 地域貢献活動

- ・通学路を中心とした観賞用ヒマワリを栽培している。

3) 経営多角化

- ・年間作業体系の構築、構成員の所得向上、女性が活躍できる場作りを目的に、平成 24 年度にさといも、平成 28 年度に加工用たまねぎを導入した。
- ・構成員 1 名当たりの所得は、さといもについては約 14.3 日の労働で約 137,000 円、加工用たまねぎについては約 10 日の労働で約 100,000 円である。

4) 女性部・青年部の設置

- ・女性の積極的な参加を促している。また、活動費を組織から助成し、活性化や意見集約を行っている。
- ・平成 27 年度から青年部を設置し、若手農業者の育成を行っている。

5) 雇用・研修生受け入れ

- ・継続的な農業経営を行っていくために周桑農業協同組合管内の農事組合法人では初めての取り組みとして 1 名雇用を行いました。
- ・農業大学生の研修受入を開始しました。



写真. さといも選別風景



写真. さといも畝立て風景

【出典】周桑農業協同組合企画開発課「集落営農の取り組みについて」（令和 6 年）

(2) 徳永氏

【経営概要】

経営形態：個別経営体（家族経営体）

経営規模：約 55ha（うち、本地区内は約 8ha） ※令和 7 年度

主要作物：水稲、はだか麦、大豆、たまねぎ ※令和 6 年度

所在地：愛媛県西条市

構成員：家族 3 名、アルバイト 1 名（うち、オペレーターは 3 名） ※令和 6 年度

【活動の概要】

1) 大型機械による高収益作物の生産

中畔（杭畦畔：座標で管理）を取り除いて 50a 区画を 1ha 区画に変えた圃場を 6～7 筆耕作しており、1ha 区画の圃場で大型機械を使用してたまねぎを生産している。また、いろいろな作物を試行し、どの作物が 1 番良いかを検討している。

2) 作業受託

レーザーレベラーを保有しており、他農家の均平作業を受託している。

3) スマート農業の取組

防除用ドローン、GPS 付直進アシスト農機を導入している。また、本事業にて自動給水栓を設置しており、スマートフォンで水管理を行っている。

【将来展望】

1) 乾田直播

2～3 年前から乾田直播に取り組み、試行錯誤している。これにより、作業の分散化が可能となる。

2) 法人の立ち上げ

将来的には独自法人を立ち上げることも視野に入れている。

GPSスマートアシスト機能付きトラクター（100馬力超）のほか、田植え機、コンバイン等の大型機械を活用

法人化を視野に、ICT化を進め効率化を図りながらさらに経営規模を拡大する意向

大型機械導入の効果を高めるために
農地の大区画化、集約化を望んでいる

H26 R4 R15目標

13ha → 37ha 60ha

農業所得が約3倍に増加 稼ぐ農業を実現



写真. たまねぎ栽培



写真. 乾田直播

【出典】徳永氏聞き取り調査記録

2.4.2 作付状況

本地区では、水田が農地面積の9割以上を占めており、総じて稲作（435ha）が盛んな地域である。一方で、飼料用米（5ha）、大豆（48ha）、はだか麦（174ha）といった土地利用型作物や、露地野菜（さといも他 39ha）、施設野菜（いちご他 20ha）についても、農業生産法人を中心とした生産が行われている。

表 2.1 本地区における土地利用計画（再評価時点）

地 目		田					畑					計				
時 点		現 況		計 画		増 減	現 況		計 画		増 減	現 況		計 画		増 減
本地面積		(ha) 680		(ha) 632		(ha) △ 48	(ha) 11		(ha) 11		(ha) -	(ha) 691		(ha) 643		(ha) △ 48
作期	作物名	作付 面積	作付 率	作付 面積	作付 率	作付 面積	作付 面積	作付 率	作付 面積	作付 率	作付 面積	作付 面積	作付 率	作付 面積	作付 率	作付 面積
表作 (春夏)		(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)
	水稲	435	64.0	418	66.1	△ 17	-	-	-	-	-	435	63.0	418	65.0	△ 17
	飼料用米	5	0.7	36	5.7	31	-	-	-	-	-	5	0.7	36	5.6	31
	大豆	48	7.1	96	15.2	48	-	-	-	-	-	48	6.9	96	14.9	48
	さといも	8	1.2	19	3.0	11	5	45.5	5	45.5	-	13	1.9	24	3.7	11
	夏秋きゅうり	9	1.3	16	2.5	7	6	54.5	6	54.5	-	15	2.2	22	3.4	7
	アスパラガス (建ぺい率考慮)	7 (6)	1.0	15 (13)	2.4	8	-	-	-	-	-	7 (6)	1.0	15 (13)	2.3	8
	いちご (建ぺい率考慮)	16 (14)	2.4	32 (28)	5.1	16	-	-	-	-	-	16 (14)	2.3	32 (28)	5.0	16
	小計	528	77.7	632	100.0	104	11	100.0	11	100.0	-	539	78.0	643	99.9	104
	不作付地	152		-			-		-			152		-		
計	680	77.7	632	100.0	104	11	100.0	11	100.0	-	691	78.0	643	99.9	104	
裏作 (秋冬)	はだか麦	174	25.6	253	40.0	79	-	-	-	-	-	174	25.2	253	39.3	79
	ブロッコリー	11	1.6	12	1.9	1	-	-	-	-	-	11	1.6	12	1.9	1
	計	185	27.2	265	41.9	80	-	-	-	-	-	185	26.8	265	41.2	80
合計		713	104.9	897	141.9	184	11	100.0	11	100.0	-	724	104.8	908	141.1	184

※ 1. 現計画の土地利用計画における作付率に、再評価時点の本地面積を乗じて算定した。

※ 2. 上表は区画整理、農業用排水（農振白地含む）を含む地区全体の面積を示す。

※ 3. 作付面積、作付率の合計には不作付地（自己保安全管理、調整水田、その他）を含まない。

2.4.3 農地集積状況

本地区の平成 26 年度における担い手への農地集積率は 40%であったが、令和 6 年度においては 64%であり、西条市の 58%、愛媛県の 40%、全国の 62%を上回っており、農地集積が進展している。また、計画値を超えている団地もある。

表 2.2 本地区における農地集積状況

(単位:ha)																		
区分	R6状況	項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計画
周布	実施中	耕地面積					95.2				98.6		98.6	98.6	96.4	96.4	96.4	91.0
		集積面積					65.0				60.2		79.7	79.6	80.5	82.7	89.1	84.4
		集積率					68.3%				61.0%		80.8%	80.7%	83.5%	85.7%	92.4%	92.7%
北条	工事完了R6	耕地面積					46.8				43.3		43.3	43.3	45.1	45.1	45.1	43.9
		集積面積					20.7				20.8		21.6	24.0	27.7	26.4	26.9	38.4
		集積率					44.2%				48.0%		49.9%	55.5%	61.4%	58.6%	59.7%	87.5%
北条新田	実施中	耕地面積					38.6				36.5		36.5	36.5	37.8	37.8	37.8	37.2
		集積面積					13.3				13.3		13.8	16.2	15.6	20.2	21.1	30.7
		集積率					34.5%				36.4%		37.8%	44.5%	41.2%	53.5%	55.8%	82.5%
明理川	工事完了R6	耕地面積					33.5				32.0		32.0	32.0	31.9	31.9	31.9	31.3
		集積面積					15.7				27.3		26.1	26.4	27.1	27.1	27.2	25.7
		集積率					46.9%				85.2%		81.5%	82.5%	85.1%	85.0%	85.2%	82.1%
高田下	未着手	耕地面積					25.4				25.4		25.4	25.4	25.4	25.4	25.4	23.4
		集積面積					14.3				14.3		17.8	18.5	18.1	18.9	18.5	20.2
		集積率					56.3%				56.4%		70.2%	73.1%	71.3%	74.7%	73.0%	86.3%
安用	工事完了R6	耕地面積					31.4				31.0		31.0	31.0	30.0	30.0	30.0	27.9
		集積面積					7.6				7.7		8.7	9.1	9.8	10.9	11.2	22.4
		集積率					24.2%				24.8%		28.0%	29.4%	32.6%	36.4%	37.4%	80.3%
安用出作	工事完了R6	耕地面積					27.6				25.6		25.6	25.6	25.6	25.7	25.7	26.0
		集積面積					6.8				6.8		10.4	12.5	19.0	15.1	15.8	21.1
		集積率					24.6%				26.6%		40.7%	48.8%	74.3%	58.9%	61.6%	81.2%
宮之内	未着工	耕地面積					13.5				13.4		13.4	13.4	13.3	13.3	13.3	12.6
		集積面積					1.8				1.8		2.0	2.0	6.9	10.7	11.7	10.7
		集積率					13.3%				13.4%		15.0%	15.0%	51.5%	80.4%	88.0%	84.9%
徳能出作	工事完了R6	耕地面積					15.6				16.3		16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	13.9
		集積面積					9.5				7.5		10.7	10.4	10.9	10.6	13.5	12.7
		集積率					60.9%				46.1%		65.7%	64.0%	66.6%	65.1%	83.0%	91.4%
高知	実施中	耕地面積					18.2				18.1		18.1	18.1	19.0	19.0	19.0	17.3
		集積面積					9.0				9.0		11.5	10.8	13.6	9.6	9.9	14.4
		集積率					49.5%				49.7%		63.5%	59.6%	71.8%	50.5%	52.1%	83.2%
古田	未着工	耕地面積					65.8				67.1		67.1	67.1	67.1	67.1	67.1	62.4
		集積面積					30.1				29.9		37.9	40.1	38.5	39.4	39.4	49.9
		集積率					45.7%				44.5%		56.4%	59.8%	57.4%	58.8%	58.7%	80.0%
久妙寺	完了R4	耕地面積					35.1				32.4		32.4	32.4	32.4	32.4	32.4	33.0
		集積面積					12.8				12.6		21.7	21.7	21.7	21.4	21.0	26.4
		集積率					36.5%				38.9%		67.0%	67.0%	67.0%	65.9%	64.7%	80.0%
高松	未着手	耕地面積					25.9				25.9		25.9	25.9	25.9	25.9	25.9	24.0
		集積面積					6.9				7.2		13.7	12.9	10.1	13.2	11.6	19.2
		集積率					26.6%				27.8%		52.9%	49.6%	38.8%	50.8%	44.8%	80.0%
北田野	未着工	耕地面積					68.0				71.6		71.6	71.6	71.7	71.7	71.7	65.3
		集積面積					22.7				19.2		41.5	39.5	36.5	36.9	39.7	52.3
		集積率					33.4%				26.8%		57.9%	55.2%	50.9%	51.5%	55.4%	80.1%
田野上方東	実施中	耕地面積					52.1				52.5		52.5	52.5	52.5	52.5	52.5	49.8
		集積面積					24.0				41.7		37.0	37.3	38.7	38.6	40.1	39.9
		集積率					46.1%				79.4%		70.4%	71.1%	73.7%	73.6%	76.4%	80.1%
田野上方西	未着工	耕地面積					26.3				25.7		25.7	25.7	27.5	27.5	27.5	24.9
		集積面積					8.2				8.3		9.2	9.4	10.6	12.9	15.1	20.0
		集積率					31.2%				32.3%		35.8%	36.6%	38.6%	46.8%	54.8%	80.3%
長野東	未着手	耕地面積					37.5				37.8		37.8	37.8	38.8	38.8	38.8	34.5
		集積面積					6.9				6.1		9.6	8.9	23.3	25.3	21.5	27.7
		集積率					18.4%				16.2%		25.4%	23.6%	60.1%	65.2%	55.5%	80.3%
来見	未着手	耕地面積					15.6				14.5		14.5	14.5	14.5	14.5	14.5	13.0
		集積面積					1.5				4.8		5.4	5.4	4.4	4.4	5.3	10.5
		集積率					9.6%				33.0%		37.2%	37.0%	30.5%	30.5%	36.5%	80.8%
志川	未着工	耕地面積					20.0				20.5		20.5	20.5	20.3	20.3	20.3	18.3
		集積面積					1.6				1.6		4.4	3.5	3.3	3.3	3.1	14.7
		集積率					8.0%				7.8%		21.4%	17.0%	16.1%	16.0%	15.2%	80.3%
計		耕地面積					692.1				688.3		688.3	688.3	691.5	691.6	691.6	649.7
		集積面積					278.4				300.1		382.6	388.4	416.2	427.6	441.7	541.3
		集積率					40.2%				43.6%		55.6%	56.4%	60.2%	61.8%	63.9%	83.3%
西条市		集積率	29.6%	22.6%	34.7%	32.5%	35.2%	39.7%	41.8%	47.4%	47.0%	52.3%	53.8%	53.5%	54.8%	59.6%	57.9%	
愛媛県		集積率	37.4%	35.9%	33.0%	24.6%	25.8%	27.4%	28.4%	29.8%	30.8%	31.8%	33.6%	34.2%	35.9%	37.4%	39.8%	
全国		集積率	48.1%	47.9%	48.8%	48.7%	50.3%	52.3%	54.0%	55.2%	56.2%	57.1%	58.0%	58.9%	59.5%	60.4%	61.5%	

※ 1. 本地区は「事業所調べ」、西条市は「西条市調べ」、愛媛県及び全国は農林水産省 HP「担い手への農地集積の状況」

※ 2. 平成 26 年 3 月末の調査から、国の調査方法の変更に伴い、対象となる担い手の範囲が変更されている。

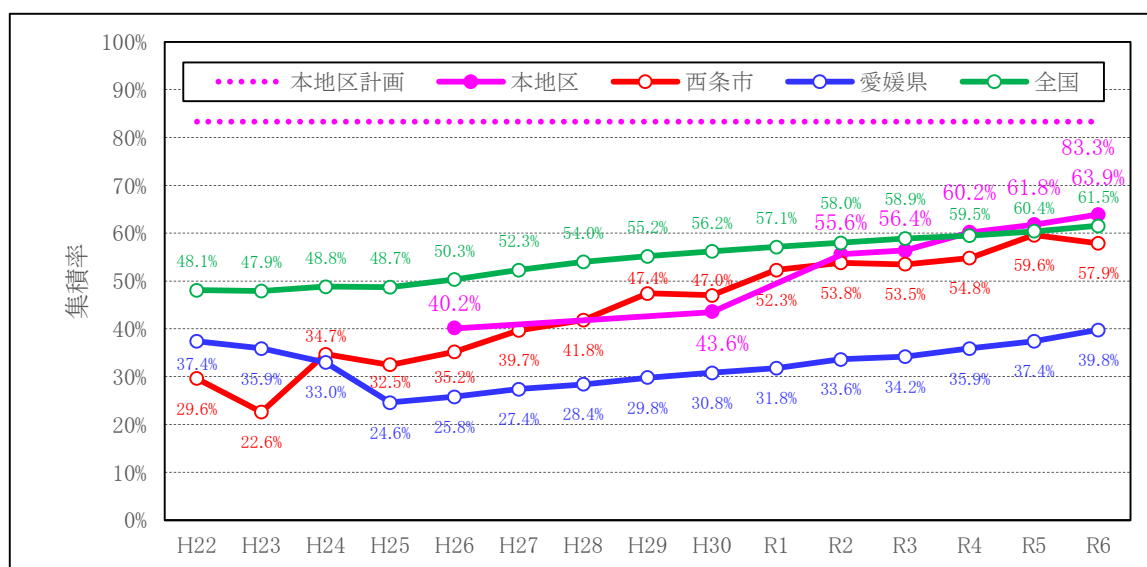


図 2.1 担い手への農地集積率の推移 (本地区、西条市、愛媛県、全国)

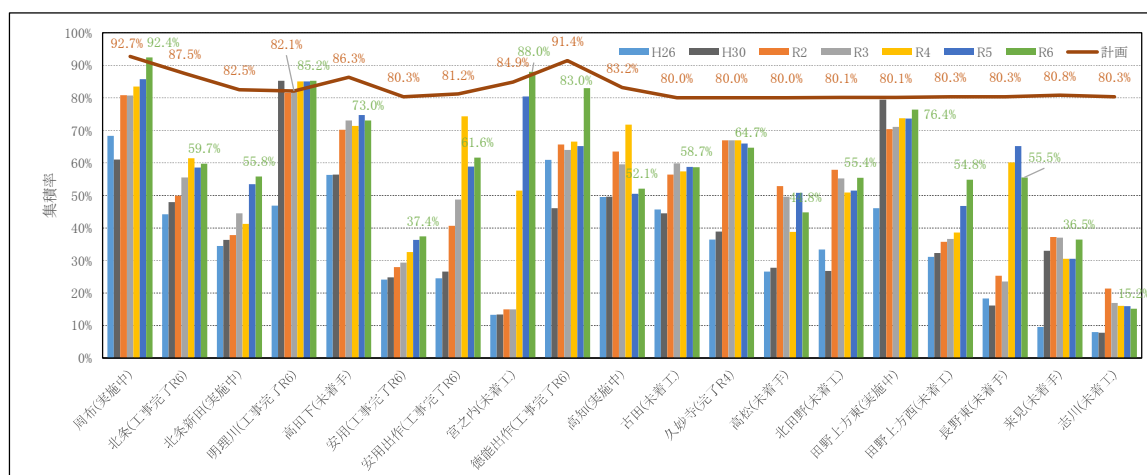


図 2.2 各団地の担い手への農地集積率の推移 (本地区)

2.4.4 地域のコミュニケーション

地域のコミュニケーションの状況について、東予土地改良協議会へ聞き取り調査を行った。新設したポンプ場の管理組合設立が結果的に地域のコミュニケーションを活性化させたという状況を確認した。

項目	内容
コミュニケーションの向上	① 本事業で造成された3つのポンプ場の管理は改良区ではなく、組合で規約をつくって管理することとした（北条団地と北条新田団地で組合を分けた）。これにより熱心に話し合っており、コミュニケーションが増えた。【東予改良区】

3. 関連事業の進捗状況

3.1 採択状況

該当なし

3.2 総事業費ベースの進捗状況

該当なし

4. 社会経済情勢の変化

4.1 人口・世帯数の推移

西条市の人口、世帯数は、ともに減少傾向であり、愛媛県は世帯数が増加傾向となっている。

西条市の人口は、平成22年（2010年）の112,091人から令和2年（2020年）の104,791人へと、10年間で7,300人（7％）減少している。愛媛県全体でも、平成22年（2010年）の1,431,493人から令和2年（2020年）の1,334,841人へと、96,652人（7％）減少している。

西条市の世帯数は、同期間で44,630世帯から45,193世帯へと563世帯（1％）増加しており、愛媛県全体は590,888世帯から601,402世帯へと10,514世帯（2％）増加している。

（表4.1、図4.1、図4.2参照）

表4.1 人口と世帯数（西条市、愛媛県）

市町村名	人 口（人）			世 帯 数（戸）			備考
	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	
数値							
西条市	112,091	108,174	104,791	44,630	44,595	45,193	
愛媛県	1,431,493	1,385,262	1,334,841	590,888	591,972	601,402	
指数							
西条市	100	97	93	100	100	101	平成22年を100とした指数 人口減少・世帯数増加
愛媛県	100	97	93	100	100	102	

※平成22年、平成27年、令和2年国勢調査

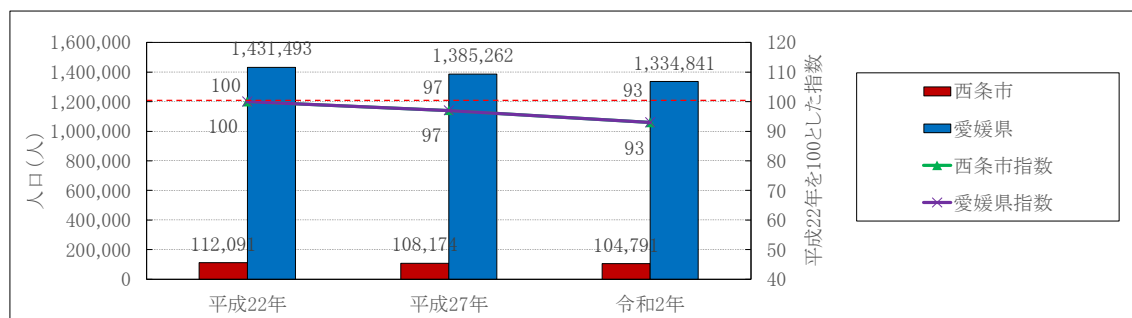


図4.1 人口の推移と動向（西条市、愛媛県）

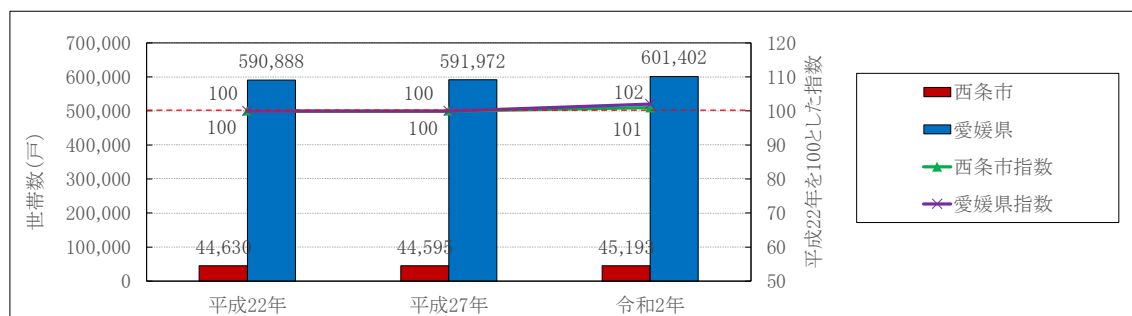


図4.2 世帯数の推移と動向（西条市、愛媛県）

4.2 産業別就業人口の推移

西条市の就業人口は、平成 22 年（2010 年）の 51,722 人から令和 2 年（2020 年）の 49,278 人へと、10 年間で 2,444 人（5％）減少している。愛媛県全体では、平成 22 年（2010 年）の 651,605 人から令和 2 年（2020 年）の 601,302 人へと、50,303 人（8％）減少している。

また、西条市の農業就業人口は、平成 22 年（2010 年）の 3,924 人から令和 2 年（2020 年）の 3,223 人へと、10 年間で 701 人（18％）減少している。愛媛県全体では、平成 22 年（2010 年）の 43,791 人から令和 2 年（2020 年）の 34,536 人へと、9,255 人（21％）減少している。

西条市の就業人口に占める農業就業人口の割合は、令和 2 年（2020 年）では 7％と、愛媛県と同割合 6％と同程度である。（表 4.2、表 4.3、図 4.3、図 4.4 参照）

表 4.2 産業別就業人口（西条市、愛媛県）

(単位:人)																
年	市町村名	第1次産業			第2次産業			第3次産業							分 類 不能な 産 業	合 計
		農 業	林 業	漁 業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス 熱供給 水道業	運輸業 通信業	卸売業 小売業 飲食店	金融業 保険業	不動 産 業	サービ ス 業	公 務		
平成 22 年 (2010年)	西 条 市	3,924	99	217	3	4,880	12,008	292	2,790	7,178	865	441	16,488	1,505	1,032	51,722
	産 業 別 計	4,240			16,891			29,559							1,032	
	構 成 割 合	(8%)	(0%)	(0%)	(0%)	(9%)	(23%)	(1%)	(5%)	(14%)	(2%)	(1%)	(32%)	(3%)	(2%)	
	構 成 割 合 合 計	(8%)			(32%)			(58%)							(2%)	
	愛 媛 県	43,791	1,660	6,979	256	55,503	99,099	3,357	41,584	108,388	15,517	7,651	226,746	22,078	18,996	651,605
	産 業 別 計	52,430			154,858			425,321							18,996	
	構 成 割 合	(7%)	(0%)	(1%)	(0%)	(9%)	(15%)	(1%)	(6%)	(17%)	(2%)	(1%)	(35%)	(3%)	(3%)	
	構 成 割 合 合 計	(8%)			(24%)			(65%)							(3%)	
平成 27 年 (2015年)	西 条 市	3,557	71	183	15	4,712	11,459	293	2,595	6,793	823	466	17,293	1,489	1,332	51,081
	産 業 別 計	3,811			16,186			29,752							1,332	
	構 成 割 合	(7%)	(0%)	(0%)	(0%)	(9%)	(22%)	(1%)	(5%)	(13%)	(2%)	(1%)	(34%)	(3%)	(3%)	
	構 成 割 合 合 計	(7%)			(31%)			(59%)							(3%)	
	愛 媛 県	39,871	1,409	5,914	255	50,600	97,554	3,344	38,711	97,245	14,708	8,166	232,468	21,819	30,677	642,741
	産 業 別 計	47,194			148,409			416,461							30,677	
	構 成 割 合	(6%)	(0%)	(1%)	(0%)	(8%)	(15%)	(1%)	(6%)	(15%)	(2%)	(1%)	(37%)	(3%)	(5%)	
	構 成 割 合 合 計	(7%)			(23%)			(65%)							(5%)	
令和 2 年 (2020年)	西 条 市	3,223	76	114	14	4,623	11,369	313	2,592	6,301	720	487	17,446	1,499	501	49,278
	産 業 別 計	3,413			16,006			29,358							501	
	構 成 割 合	(7%)	(0%)	(0%)	(0%)	(9%)	(23%)	(1%)	(5%)	(13%)	(1%)	(1%)	(36%)	(3%)	(1%)	
	構 成 割 合 合 計	(7%)			(32%)			(60%)							(1%)	
	愛 媛 県	34,536	1,323	5,007	174	47,161	92,893	3,113	37,143	90,035	13,369	8,071	231,792	21,389	15,296	601,302
	産 業 別 計	40,866			140,228			404,912							15,296	
	構 成 割 合	(6%)	(0%)	(1%)	(0%)	(8%)	(15%)	(1%)	(6%)	(15%)	(2%)	(1%)	(38%)	(4%)	(3%)	
	構 成 割 合 合 計	(7%)			(23%)			(67%)							(3%)	

※ 1. 平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年国勢調査 ※ 2. 斜体は端数調整を意味する。

表 4.3 産業別就業人口の動向（平成 22 年を 100 とした指数）

年	市町村名	第1次産業			第2次産業			第3次産業							分 類 不能な 産 業	合計
		農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気が 熱供給 水道業	運輸業 通信業	卸売業 小売業 飲食店	金融業 保険業	不動 産業	サービ ス業	公務		
平成 27年 （2015年）	西 条 市	91	72	84	500	97	95	100	93	95	95	106	105	99	129	99
	産 業 別 計	90			96			101							129	
	愛 媛 県	91	85	85	100	91	98	100	93	90	95	107	103	99	161	99
	産 業 別 計	90			96			98							161	
令和 2年 （2020年）	西 条 市	82	77	53	467	95	95	107	93	88	83	110	106	100	49	95
	産 業 別 計	80			95			99							49	
	愛 媛 県	79	80	72	68	85	94	93	89	83	86	105	102	97	81	92
	産 業 別 計	78			91			95							81	

※平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年国勢調査

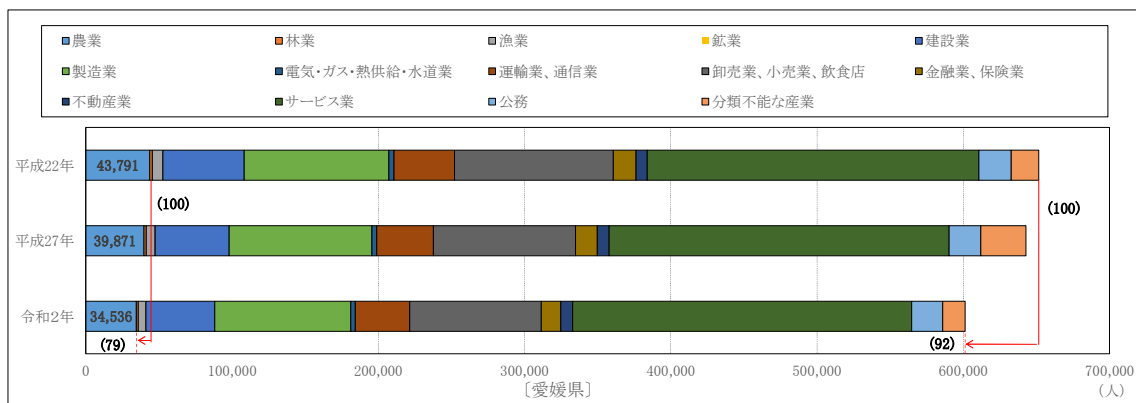
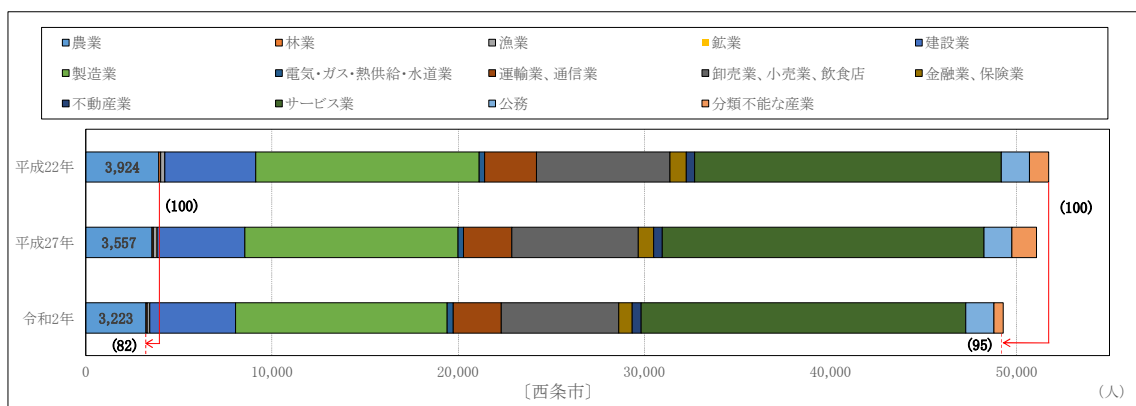


図 4.3 産業別就業人口の推移と動向（西条市、愛媛県）

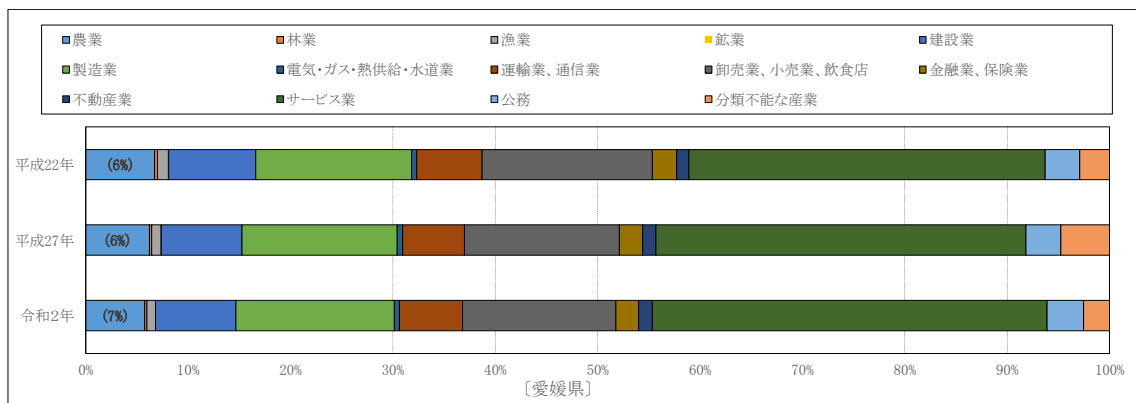
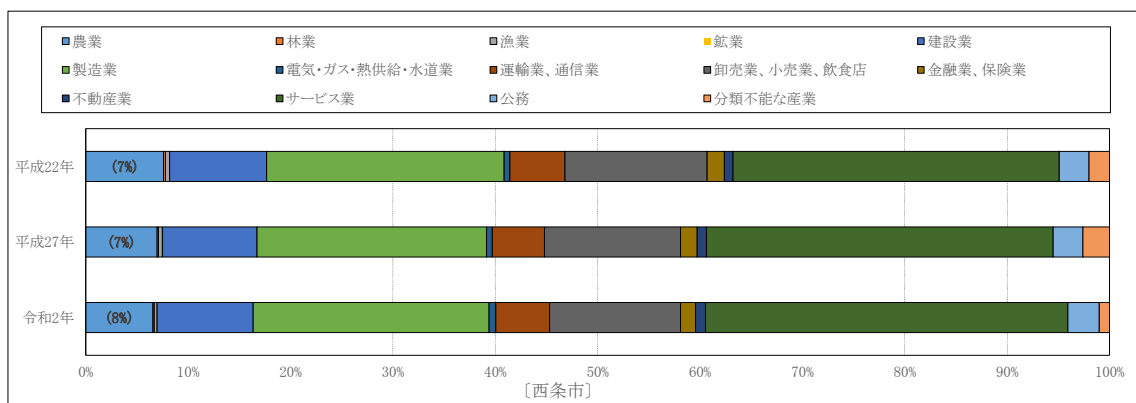


図 4.4 産業別就業人口割合（西条市、愛媛県）

4.3 経営耕地面積の推移

西条市の経営耕地面積は、平成 22 年（2010 年）の 4,953ha から令和 2 年（2020 年）の 4,047ha へと、10 年間で 906ha（18%）減少している。愛媛県全体では、平成 22 年（2010 年）の 35,383ha から令和 2 年（2020 年）の 26,501ha へと、8,882ha（25%）減少している。

また、経営耕地面積は減少しているものの、その構成比は同時期の 10 年で大きく変動はみられず、令和 2 年（2020 年）の経営耕地面積に占める田の構成割合は、西条市が 87%（3,550ha/4,047ha）、愛媛県全体は 50%（13,462ha/26,501ha）となっている。

（表 4.4、表 4.5、図 4.5 参照）

表 4.4 経営耕地面積の推移（西条市、愛媛県）

（単位：ha）

年	区分 市町村名	経営耕地面積	田	畑	樹園地
平成22年(2010年)	西 条 市 （ 構 成 割 合 ）	4,953 (100%)	4,269 (87%)	216 (4%)	468 (9%)
	愛 媛 県 （ 構 成 割 合 ）	35,383 (100%)	16,823 (48%)	3,339 (9%)	15,221 (43%)
平成27年(2015年)	西 条 市 （ 構 成 割 合 ）	4,313 (100%)	3,763 (87%)	209 (5%)	341 (8%)
	愛 媛 県 （ 構 成 割 合 ）	30,623 (100%)	15,190 (50%)	2,869 (9%)	12,564 (41%)
令和2年(2020年)	西 条 市 （ 構 成 割 合 ）	4,047 (100%)	3,550 (87%)	229 (6%)	268 (7%)
	愛 媛 県 （ 構 成 割 合 ）	26,501 (100%)	13,462 (50%)	2,565 (10%)	10,475 (40%)

※ 1. 2010 年（平成 22 年）世界農林業センサス、2015 年（平成 27 年）農林業センサス、2020 年（令和 2 年）農林業センサス

農業経営体データ 2020 年（令和 2 年）農林業センサスでは、販売農家データがないことによる。

※ 2. 耕地面積は、田、畑、樹園地の合計を記載しており、統計資料記載値と一致しない。

※ 3. 構成割合は、四捨五入の関係から合計が合うよう斜体で端数調整を行っている。

表 4.5 経営耕地面積の動向（西条市、愛媛県、平成 22 年を 100 とした指数）

年	区分 市町村名	経営耕地面積	田	畑	樹園地
平成27年 (2015年)	西 条 市	87	88	97	73
	愛 媛 県	87	90	86	83
令和2年 (2020年)	西 条 市	82	83	106	57
	愛 媛 県	75	80	77	69

※2010 年（平成 22 年）世界農林業センサス、2015 年（平成 27 年）農林業センサス、2020 年（令和 2 年）農林業センサス

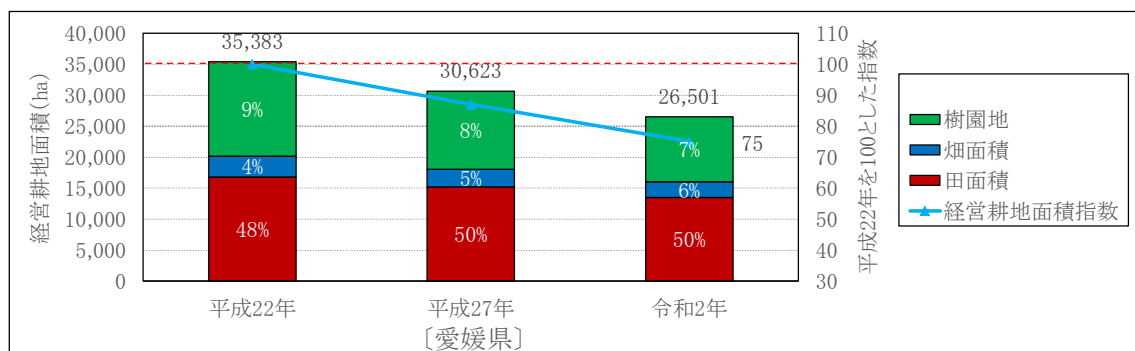
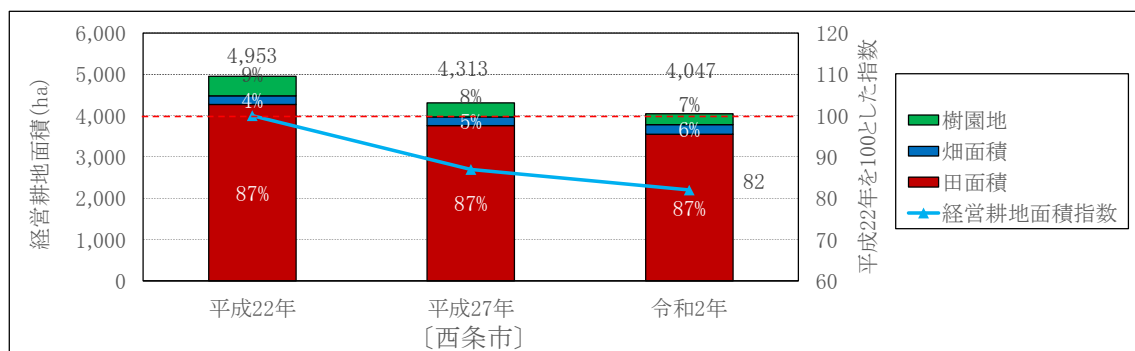


図 4.5 経営耕地面積の推移と動向（西条市、愛媛県）

表 4.6 1 経営体当たり経営耕地面積の推移（西条市、愛媛県）

(単位:ha、経営体)

年	区分	経営耕地面積 ①	農業経営体数 ②	1経営体当たり 経営耕地面積 ①÷②
	市町村名			
平成22年 (2010年)	西 条 市	4,953	3,348	1.5
	愛 媛 県	35,383	33,177	1.1
平成27年 (2015年)	西 条 市	4,313	2,696	1.6
	愛 媛 県	30,623	26,988	1.1
令和2年 (2020年)	西 条 市	4,047	2,106	1.9
	愛 媛 県	26,501	21,734	1.2

※2010 年（平成 22 年）世界農林業センサス、2015 年（平成 27 年）農林業センサス、2020 年（令和 2 年）農林業センサス

4.4 農家数の推移

4.4.1 総農家数の推移

西条市の総農家数は、平成22年(2010年)の4,703戸から令和2年(2020年)の3,172戸へと、10年間で1,531戸(33%)減少している。愛媛県全体では、平成22年(2010年)の50,234戸から令和2年(2020年)の34,994戸へと、15,240戸(30%)減少している。

また、西条市の総農家数の内訳をみると、販売農家は平成22年(2010年)の3,272戸から、令和2年(2020年)の2,027戸へと、10年間で1,245戸(38%)減少し、自給的農家は平成22年(2010年)の1,431戸から、令和2年(2020年)の1,145戸へと、10年間で286戸(20%)減少している。

愛媛県全体では、販売農家は平成22年(2010年)の31,741戸から、令和2年(2020年)の20,639戸へと、10年間で11,102戸(35%)減少し、自給的農家は平成22年(2010年)の18,493戸から、令和2年(2020年)の14,355戸へと、4,138戸(22%)減少している。

西条市及び愛媛県の販売農家と自給的農家の割合は、平成22年から令和2年にかけて横ばいとなっている。(表4.7、図4.6参照)

表4.7 総農家数(西条市、愛媛県)

					(単位:戸)	
市町村名	区分	総農家数			H22を100とした指数	
		平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
西条市		4,703	3,879	3,172	82	67
愛媛県		50,234	42,252	34,994	84	70

市町村名	区分	販売農家数			H22を100とした指数	
		平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
西条市		3,272	2,616	2,027	80	62
愛媛県		31,741	25,697	20,639	81	65

市町村名	区分	自給的農家数			H22を100とした指数	
		平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
西条市		1,431	1,263	1,145	88	80
愛媛県		18,493	16,555	14,355	90	78

※2010年(平成22年)世界農林業センサス、2015年(平成27年)農林業センサス、2020年(令和2年)農林業センサス

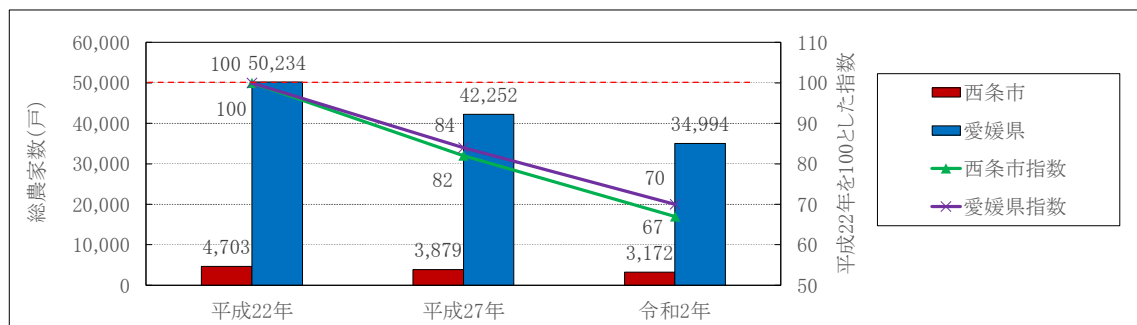


図4.6 総農家数の推移と動向(西条市、愛媛県)

4.4.2 専兼業別農家数の推移

西条市の販売農家数は、平成 17 年（2005 年）の 3,881 戸から平成 27 年（2015 年）の 2,616 戸へと 10 年間で 1,265 戸（33%）減少している。愛媛県全体では、平成 17 年（2005 年）の 36,950 戸から平成 27 年（2015 年）の 25,697 戸へと、11,253 戸（30%）減少している。

このうち、西条市の専業農家数は、平成 17 年（2005 年）の 1,143 戸から平成 27 年（2015 年）の 1,054 戸へと 10 年間で 89 戸（8%）減少している。愛媛県全体では、平成 17 年（2005 年）の 12,811 戸から平成 27 年（2015 年）の 11,952 戸へと、859 戸（7%）減少している。

また、西条市の兼業農家数は、第 1 種兼業農家数は平成 17 年（2005 年）の 595 戸から平成 27 年（2015 年）の 271 戸へと 10 年間で 324 戸（54%）減少し、第 2 種兼業農家数は平成 17 年（2005 年）の 2,143 戸から平成 27 年（2015 年）の 1,291 戸へと 852 戸（40%）減少している。また、愛媛県全体では、第 1 種兼業農家は平成 17 年（2005 年）の 5,259 戸から平成 27 年（2015 年）の 2,678 戸へと 2,581 戸（49%）減少し、第 2 種兼業農家は平成 17 年（2005 年）の 18,880 戸から平成 27 年（2015 年）の 11,067 戸へと 7,813 戸（41%）減少している。

このことから、専業農家、兼業農家の減少割合を販売農家の減少割合と比較すると、兼業農家は販売農家よりも減少割合が多く、専業農家は販売農家よりも減少割合が少ない。

（表 4.8、図 4.7 参照）

表 4.8 専兼業別農家数（西条市、愛媛県）

（単位：戸）

年	区分	販売農家数		専業農家		第1種兼業農家		第2種兼業農家	
		農家数	H17を100とした指数	農家数	H17を100とした指数	農家数	H17を100とした指数	農家数	H17を100とした指数
平成17年 (2005年)	西 条 市	3,881	100	1,143	100	595	100	2,143	100
	愛 媛 県	36,950	100	12,811	100	5,259	100	18,880	100
平成22年 (2010年)	西 条 市	3,272	84	1,168	102	339	57	1,765	82
	愛 媛 県	31,741	86	13,654	107	3,420	65	14,667	78
平成27年 (2015年)	西 条 市	2,616	67	1,054	92	271	46	1,291	60
	愛 媛 県	25,697	70	11,952	93	2,678	51	11,067	59
令和2年 (2020年)	西 条 市	2,027	52						
	愛 媛 県	20,639	56						

※2005 年（平成 17 年）農林業センサス、2010 年（平成 22 年）世界農林業センサス、2015 年（平成 27 年）農林業センサス

販売農家：農家のうち、経営耕地面積が 30a 以上又は年間農産物販売金額が 50 万円以上の農家

専業農家：世帯員の中に兼業従事者が一人もいない農家

兼業農家：世帯員の中に兼業従事者が一人以上いる農家

第 1 種兼業農家：兼業農家の内農業所得を主とする農家

第 2 種兼業農家：兼業農家の内農業所得を従とする農家

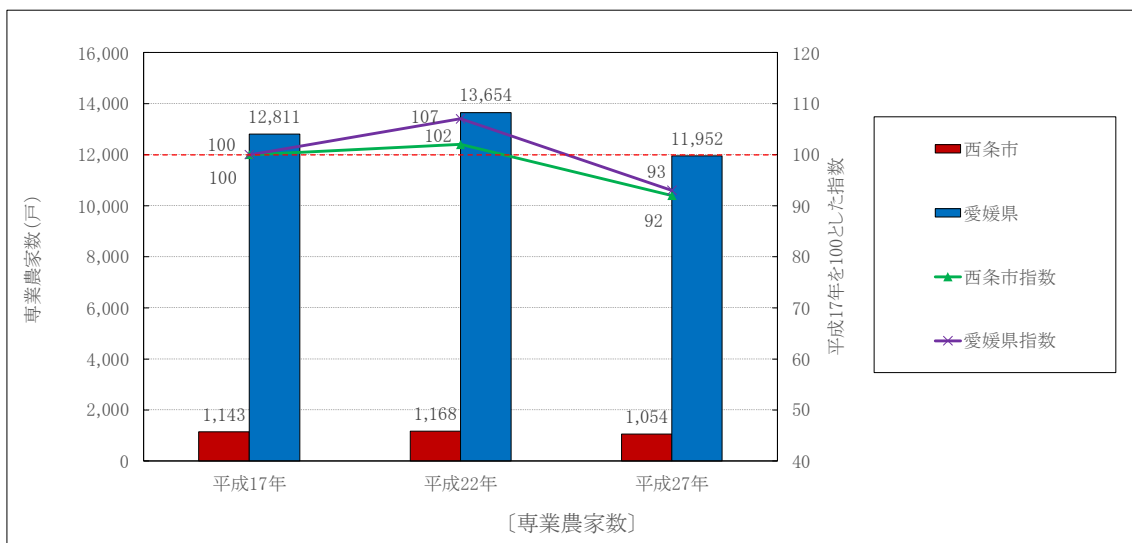
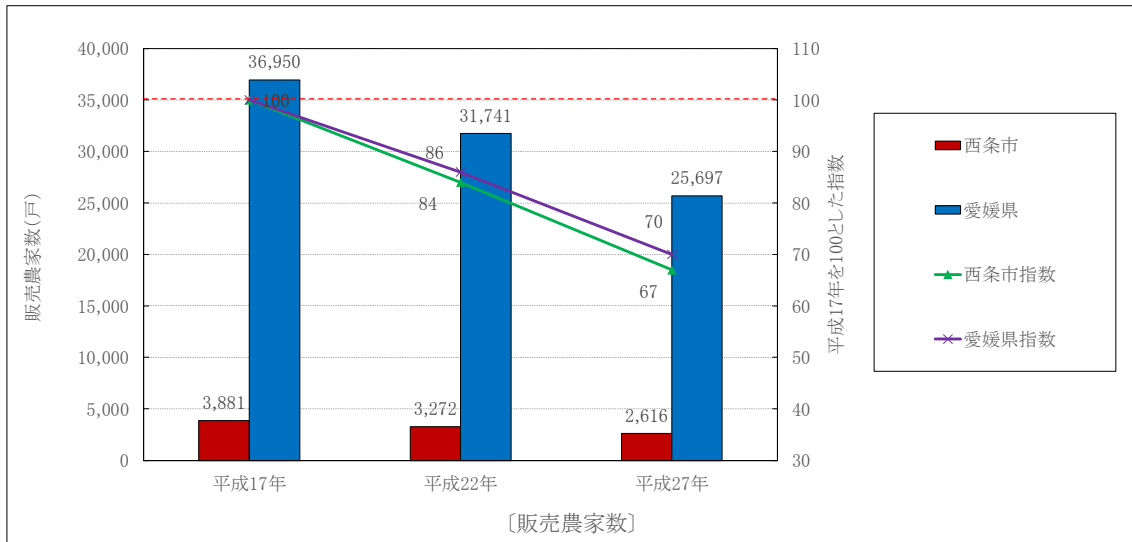


図 4.7 専業農家数の推移と動向（西条市、愛媛県）

4.4.3 経営規模別農業経営体数の推移

西条市の面積規模 5.0ha 未満の経営体は減少しているが、5.0ha 以上の経営体数は、平成 22 年（2010 年）の 105 経営体から令和 2 年（2020 年）の 140 経営体へと、10 年間で 35 経営体（33%）増加している。愛媛県全体でも同様に 5.0ha 未満の経営体は減少しているが、5.0ha 以上の経営体数は、平成 22 年（2010 年）の 334 経営体から令和 2 年（2020 年）の 482 経営体へと、148 経営体（44%）増加している。

5.0ha 未満の経営規模別の農業経営体数の割合のうち、経営規模 1.0～5.0ha の農業経営体の割合は、西条市 42%（2020 年）で、愛媛県全体（35%）に比べて高く、その割合は横ばい傾向となっている。

（表 4.9、表 4.10、図 4.8、図 4.9 参照）

表 4.9 経営規模別農業経営体数（西条市、愛媛県）

（単位：経営体）

年	市町村名	農業経営体数	0.3ha 未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0ha 以上	経営耕地なし	5.0ha 以上
平成22年 (2010年)	西 条 市	3,348	41	604	1,140	658	319	301	163	62	43	17	105
	愛 媛 県	33,177	1,440	7,403	12,494	5,271	2,562	2,378	1,103	234	100	192	334
平成27年 (2015年)	西 条 市	2,696	50	449	870	548	248	247	143	67	49	25	116
	愛 媛 県	26,988	1,243	5,783	9,894	4,291	2,107	1,961	1,047	264	132	266	396
令和2年 (2020年)	西 条 市	2,106	60	365	629	383	196	179	131	85	55	23	140
	愛 媛 県	21,734	1,154	4,516	7,636	3,417	1,671	1,692	907	323	159	259	482
H22を100 とした指数 (R2)	関 係 市 合 計	63	146	60	55	58	61	59	80	137	128	135	133
	愛 媛 県	66	80	61	61	65	65	71	82	138	159	135	144

※2010 年（平成 22 年）世界農林業センサス、2015 年（平成 27 年）農林業センサス、2020 年（令和 2 年）農林業センサス

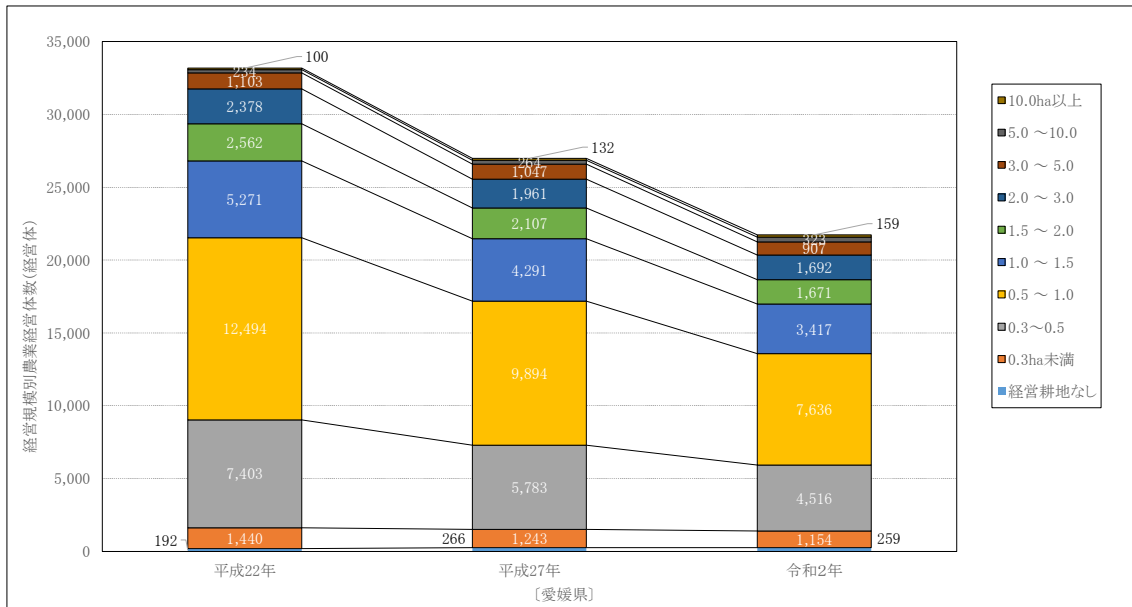
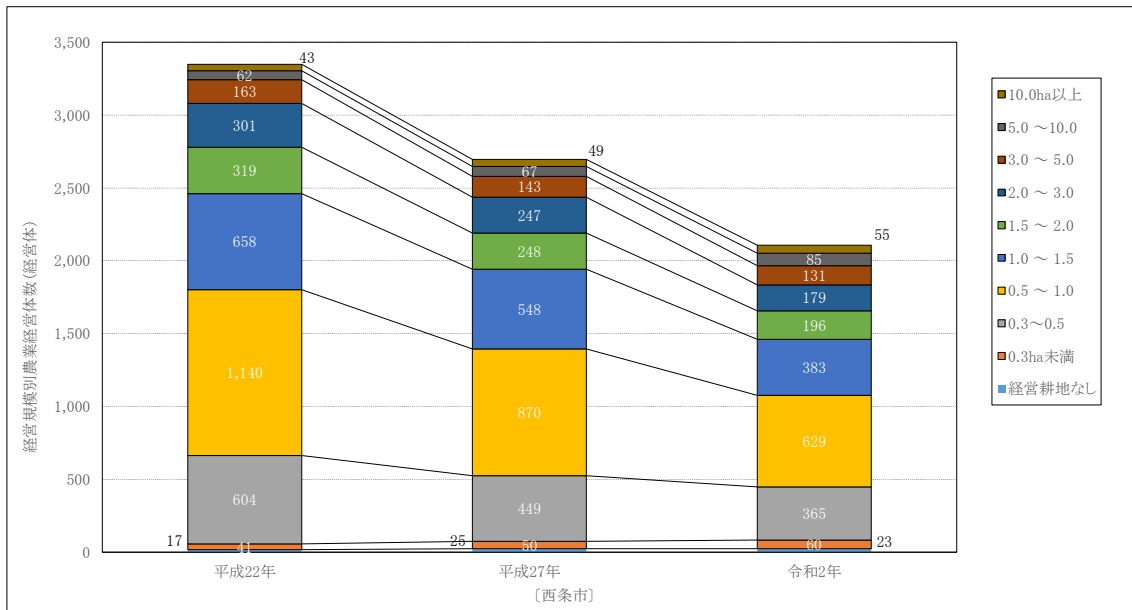


図 4.8 経営規模別農業経営体数の推移（西条市、愛媛県）

表 4.10 経営耕地面積規模別農業経営体数の動向（平成 22 年と令和 2 年の対比）
（西条市、愛媛県）

(単位:経営体)

年	市町村名	計	経営耕地なし	0.3～1.0	1.0～5.0	5.0ha以上	うち10.0ha以上
平成22年 (2010年)	西 条 市	3,348	58	1,744	1,441	105	43
	愛 媛 県	33,177	1,632	19,897	11,314	334	100
平成27年 (2015年)	西 条 市	2,696	75	1,319	1,186	116	49
	愛 媛 県	26,988	1,509	15,677	9,406	396	132
令和2年 (2020年)	西 条 市	2,106	83	994	889	140	55
	愛 媛 県	21,734	1,413	12,152	7,687	482	159
H22を100 とした指数 (R2)	西 条 市	63	143	57	62	133	128
	愛 媛 県	66	87	61	68	144	159

※2010 年（平成 22 年）世界農林業センサス、2015 年（平成 27 年）農林業センサス、2020 年（令和 2 年）農林業センサス
経営耕地なしは「経営耕地なし」と「0.3ha 未満」の合計値

西条市における経営耕地面積規模別農業経営体数の増減率をみると、平成 22 年から令和 2 年の 10 年間で経営耕地面積 5 ha 未満の経営体が減少、5 ha 以上の経営体で増加傾向となっている。また、10ha 以上は平成 22 年から令和 2 年で 1.2 倍以上になっている。

（表 4.10、図 4.9 参照）

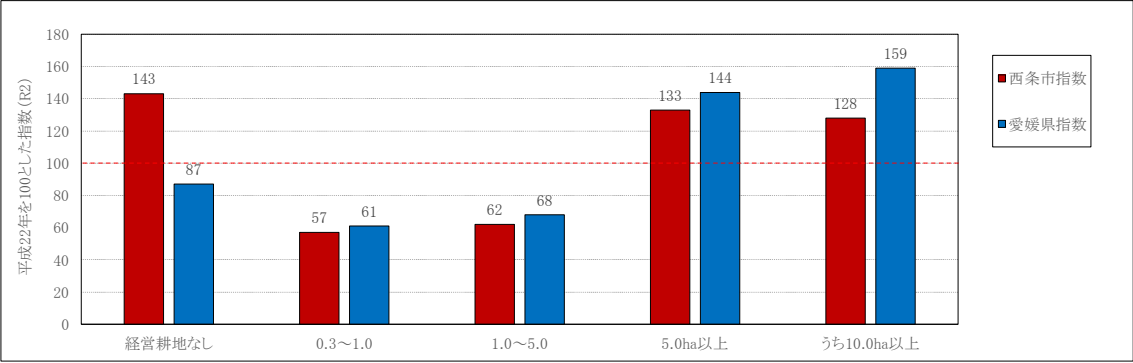


図 4.9 経営規模別農業経営体数の動向（西条市、愛媛県）（R2/H22）

4.4.4 動力農機具保有台数の推移

西条市では、農家数の減少により動力農機具保有台数も減少しており、平成17年を100とした指数で見ると平成27年までの10年間でトラクターは72%（3,017台/4,185台）、動力田植機は60%（1,920台/3,208台）、コンバインは63%（1,701台/2,717台）となっている。

愛媛県では、10年間でトラクターは71%（17,236台/24,249台）、動力田植機は63%（12,721台/20,155台）、コンバイン62%（10,301台/16,668台）となっている。

（表4.11、図4.10参照）

表4.11 動力農機具（農業機械）（西条市、愛媛県）

※農業経営体		(単位:台)				
年	区分 市町村	トラクター	動力 防除機	乗用型 スピード スプレヤー	動力 田植機	コンバイン
平成17年 (2005年)	西条市	4,185	3,283	173	3,208	2,717
	愛媛県	24,249	33,187	472	20,155	16,668
平成22年 (2010年)	西条市	3,812			2,607	2,236
	愛媛県	21,564			16,923	13,264
平成27年 (2015年)	西条市	3,017			1,920	1,701
	愛媛県	17,236			12,721	10,301
H17を 100とした 指数	H22 西条市	91			81	82
	〃 愛媛県	89			84	80
	H27 西条市	72			60	63
	〃 愛媛県	71			63	62

※2005年（平成17年）農林業センサス、2010年（平成22年）世界農林業センサス、2015年（平成27年）農林業センサス

農業用機械の調査は2020年（令和2年）農林業センサスで廃止されており、2015年が最新年となっている。

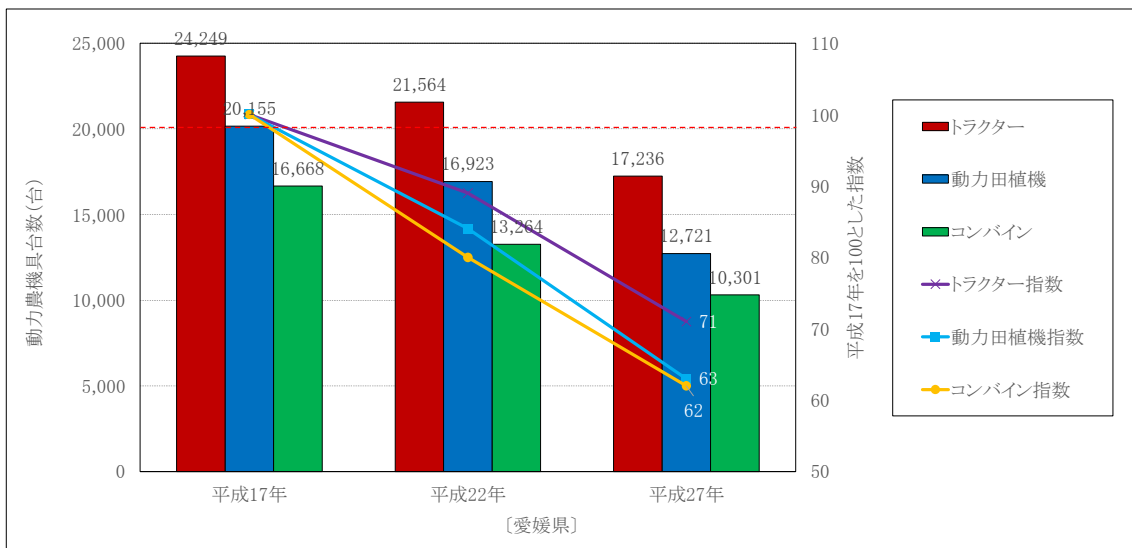
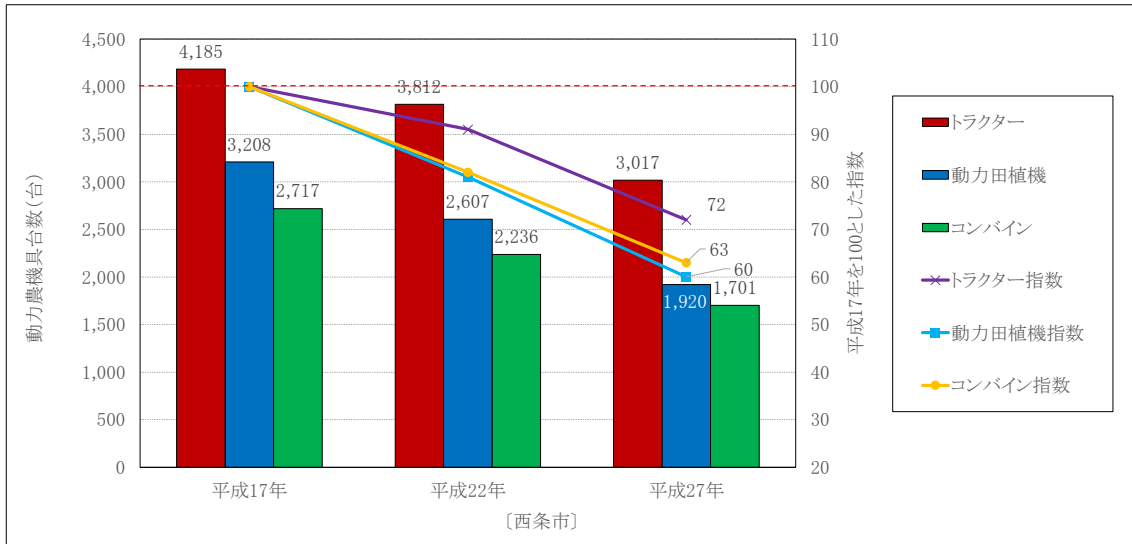


図 4.10 動力農機具（農業機械）の台数の推移と動向（西条市、愛媛県）

4.4.5 基幹的農業従事者数の推移

西条市の基幹的農業従事者数は減少傾向にあり、平成 22 年（2010 年）の 3,690 人から令和 2 年（2020 年）の 2,521 人へと、10 年間で 1,169 人減少（32%）している。愛媛県全体では、同期間で 14,431 人減少（33%）している。

西条市の基幹的農業従事者の平均年齢は、同期間の 10 年間で 68.0 歳から 69.8 歳と 1.8 歳上昇している。また、年齢層は 65 歳以上の割合が大きくなっており、令和 2 年の基幹的農業従事者数における 65 歳以上の割合は、西条市で 76%を占める。

65 歳以上の基幹的農業従事者数は、平成 22 年（2010 年）の 2,473 人から令和 2 年（2020 年）の 1,923 人へと、10 年間で 550 人減少（22%）しており、基幹的農業従事者数全体の減少数 1,169 人の 47%を占める。

西条市における同期間の年齢階層別基幹的農業従事者数の増減率をみると、いずれの年齢階層においても減少しており、なかでも 50～59 歳は 61%減少し、60～64 歳は 51%減少している。また、愛媛県全体においても西条市と同様にいずれの年齢階層においても減少している。

（表 4.11、図 4.10、図 4.10 参照）

表 4.12 年齢別基幹的農業従事者数（西条市、愛媛県）

（単位：人）

年	市町村名	計										平均 年齢	65歳 以上	左記 割合
			15～19歳	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳 以上			
平成22年 (2010年)	西 条 市	3,690	—	38	81	151	465	482	586	711	1,176	68.0	2,473	67%
	愛 媛 県	43,085	11	378	996	2,092	5,604	5,988	6,604	7,949	13,463	67.5	28,016	65%
平成27年 (2015年)	西 条 市	3,153	—	18	75	119	292	428	570	575	1,076	68.9	2,221	70%
	愛 媛 県	35,175	15	304	865	1,563	3,450	4,544	6,412	6,056	11,966	68.5	24,434	69%
令和2年 (2020年)	西 条 市	2,521	3	26	53	102	180	234	476	529	918	69.8	1,923	76%
	愛 媛 県	28,654	10	289	738	1,398	2,323	2,688	5,018	5,953	10,237	69.3	21,208	74%
H22を100 とした指数 (R2)	西 条 市	68	—	68	65	68	39	49	81	74	78		78	
	愛 媛 県	67	91	76	74	67	41	45	76	75	76		76	

※2010 年（平成 22 年）世界農林業センサス、2015 年（平成 27 年）農林業センサス、2020 年（令和 2 年）農林業センサス

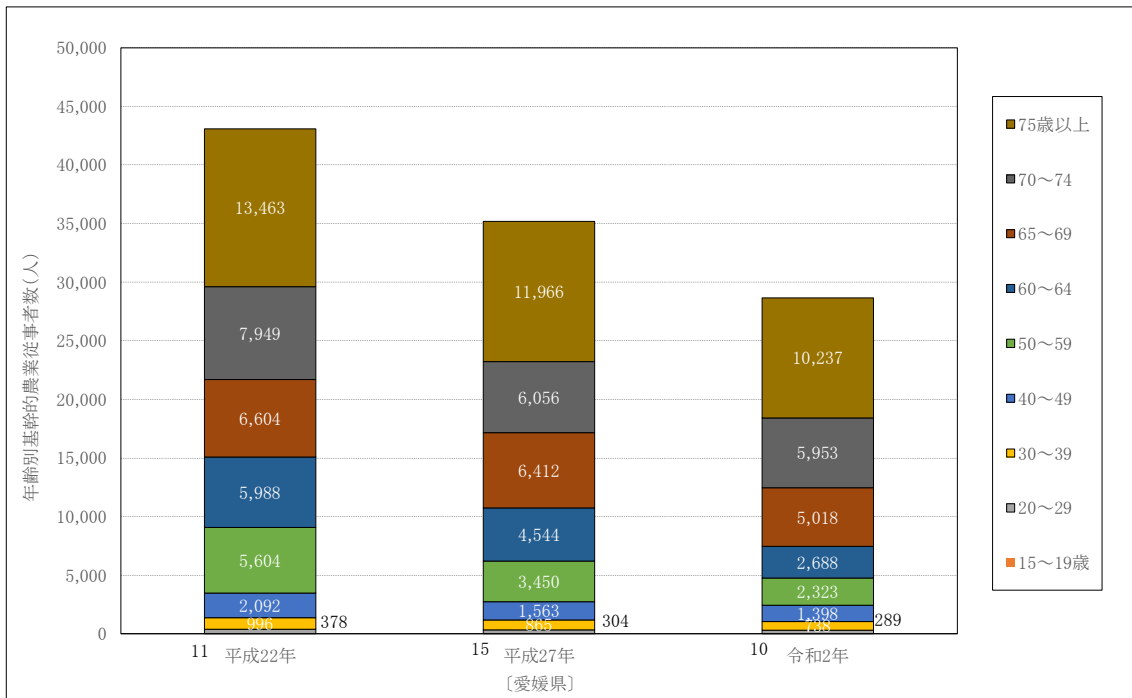
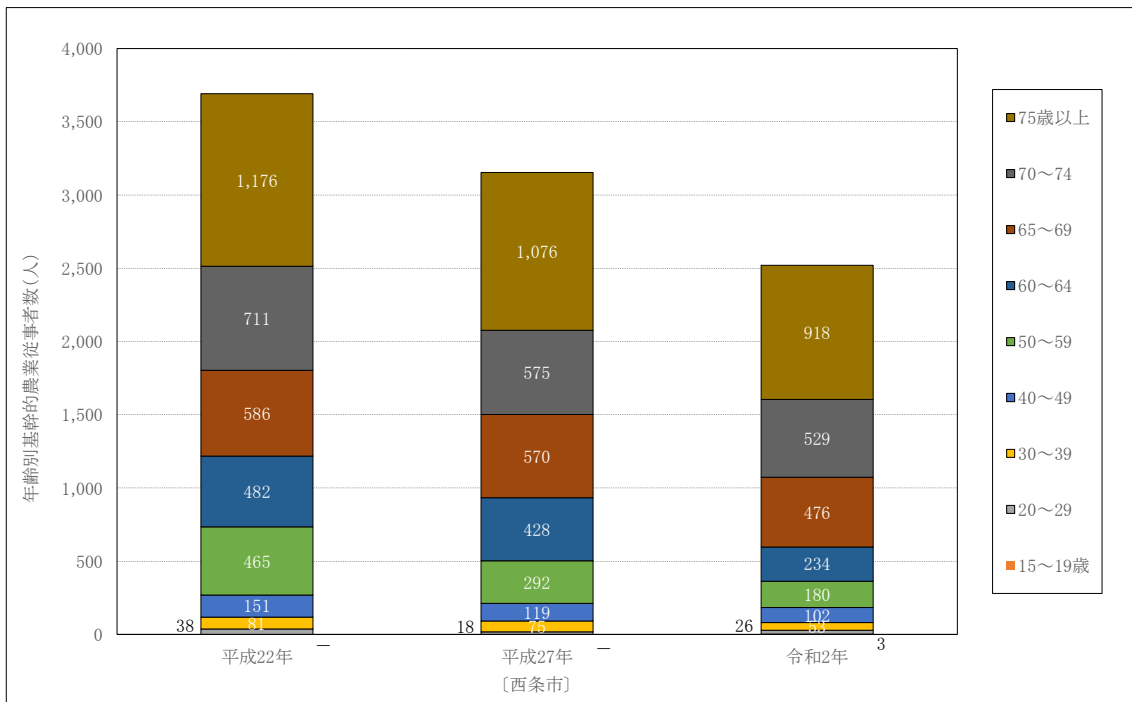


図 4.11 年齢別基幹的農業従事者数の推移（西条市、愛媛県）

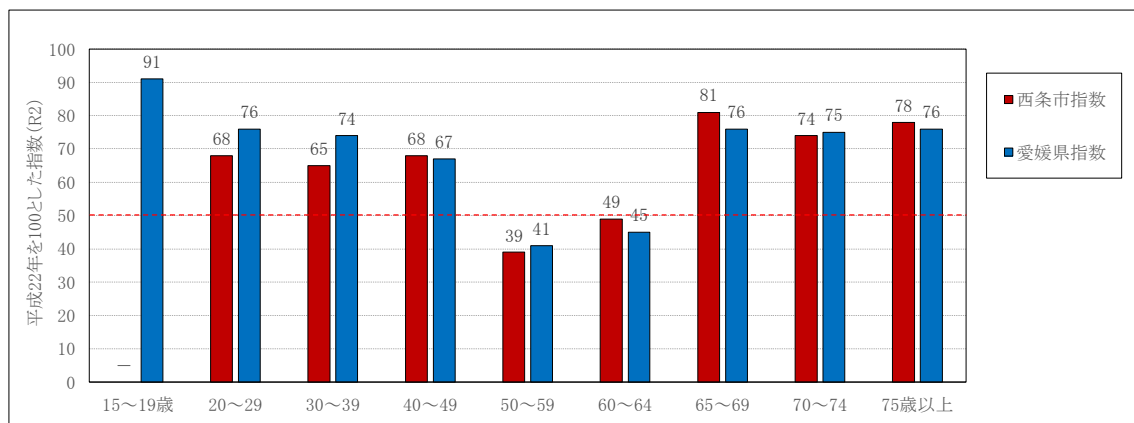


図 4.12 年齢別基幹的農業従事者数の動向（西条市、愛媛県）（R2/H22）

4.4.6 認定農業者数の推移

西条市における認定農業者数は増加傾向にあり、平成27年度（2015年度）の471経営体から令和6年度（2024年度）の483経営体へと、10年間で12経営体増加（3%）している。愛媛県全体では、平成27年度（2015年度）の4,676経営体から令和6年度（2024年度）の4,057経営体へと、619経営体減少（13%）している。

構成内訳をみると、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）の10年間で法人以外が愛媛県全体で14%減少している一方、法人は愛媛県全体で123%増加しており、農業経営における組織体制の変化が見られている。

（表4.13、図4.13参照）

表 4.13 認定農業者数

		(単位:経営体)															
区分	名 称	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		うち法人		うち法人		うち法人		うち法人		うち法人		うち法人		うち法人		うち法人	
認定農業者経営体数	西条市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	471	71	461	69	455	75
	愛媛県	4,877	289	4,646	295	4,595	313	4,602	316	4,669	327	4,676	326	4,564	336	4,521	353
平成27年度を100とした指数	西条市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	98	97	97	106
	愛媛県	104	89	99	90	98	96	98	97	100	100	100	100	98	103	97	108

区分	名 称	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		うち法人		うち法人		うち法人		うち法人		うち法人		うち法人		うち法人	
認定農業者経営体数	西条市	511	80	565	82	549	84	536	74	534	78	506	76	483	79
	愛媛県	4,442	375	4,423	387	4,442	403	4,438	401	4,324	402	4,208	409	4,057	401
平成27年度を100とした指数	西条市	108	113	120	115	117	118	114	104	113	110	107	107	103	111
	愛媛県	95	115	95	119	95	124	95	123	92	123	90	125	87	123

※西条市は「事業所調べ」、愛媛県は農林水産省 HP「農業経営改善計画の認定状況」

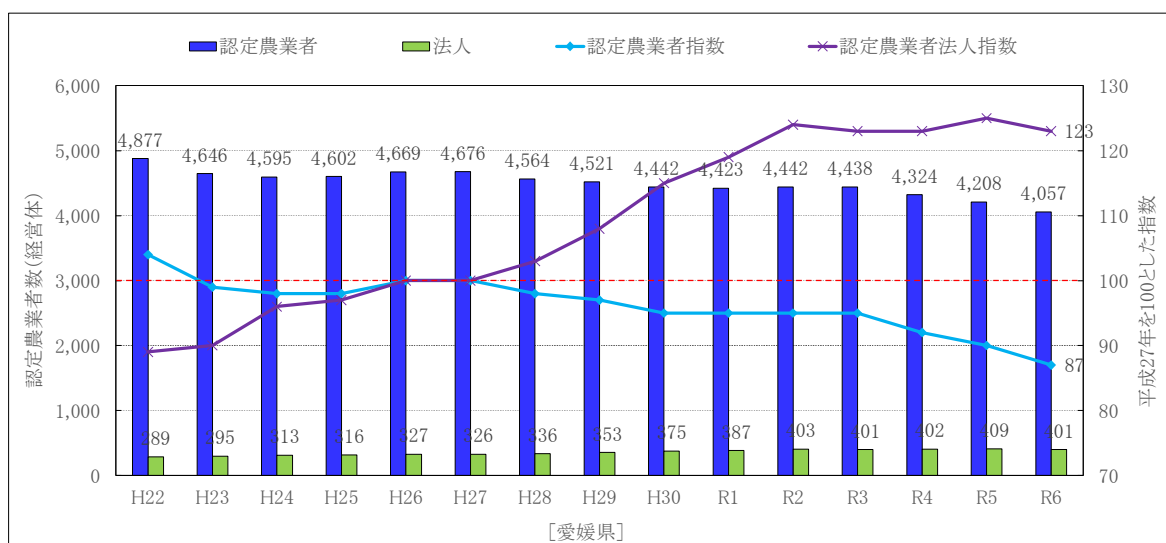
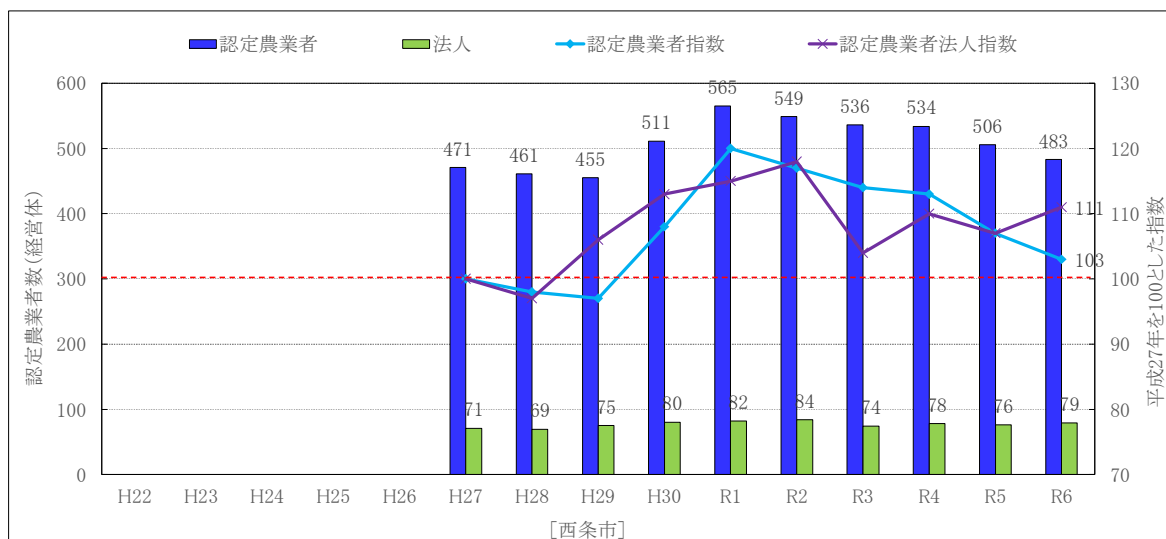


図 4.13 認定農業者数及び法人数の推移と動向（西条市、愛媛県）

4.5 主要作物別作付面積の推移

4.5.1 水稻

西条市の水稻の作付面積は、平成 22 年（2010 年）の 3,630ha から令和 6 年（2024 年）の 2,830ha へと、15 年間で 800ha 減少（22%）となっている。愛媛県全体でも同様に水稻の作付面積は、平成 22 年（2010 年）の 15,800ha から令和 6 年（2024 年）の 12,700ha へと、15 年間で 3,100ha 減少（20%）となっている。

（表 4.14、図 4.14 参照）

表 4.14 水稻の作付面積と指数（西条市、愛媛県）

		(単位:ha)														
市町村名		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
数値	西条市	3,630	3,500	3,460	3,440	3,400	3,300	3,220	3,080	3,120	2,970	2,890	2,850	2,860	2,820	2,830
	愛媛県	15,800	15,400	15,300	15,300	15,000	14,600	14,200	13,900	13,900	13,600	13,400	13,200	13,100	12,800	12,700
H22年を100とした指数	西条市	100	96	95	95	94	91	89	85	86	82	80	79	79	78	78
	愛媛県	100	97	97	97	95	92	90	88	88	86	85	84	83	81	80

※農林水産省「作物統計調査」

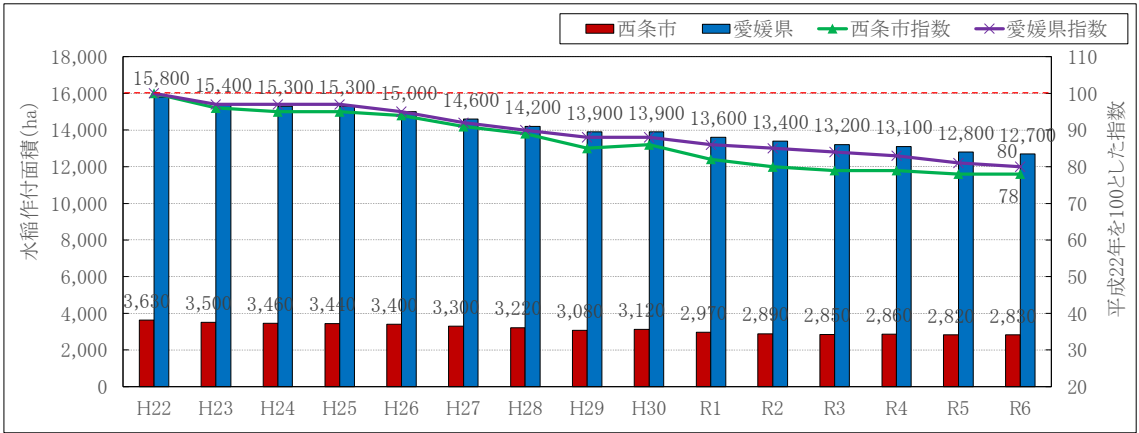


図 4.14 水稻の作付面積の推移と動向（西条市、愛媛県）

4.5.2 はだか麦

西条市のはだか麦の作付面積は、平成 22 年（2010 年）の 871ha から令和 6 年（2024 年）の 973ha へと、15 年間で 102ha 増加（12％）となっている。愛媛県全体でも同様にはだか麦の作付面積は、平成 22 年（2010 年）の 1,610ha から令和 6 年（2024 年）の 1,760ha へと、15 年間で 150ha 増加（9％）となっている。

（表 4.15、図 4.15 参照）

表 4.15 はだか麦の作付面積と指数（西条市、愛媛県）

		(単位:ha)														
市町村名		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2 年	令和3 年	令和4 年	令和5 年	令和6 年
数 値	西 条 市	871	883	858	839	830	876	907	933	933	934	962	957	756	774	973
	愛 媛 県	1,610	1,630	1,610	1,610	1,640	1,730	1,750	1,790	1,810	1,790	1,860	1,860	1,480	1,470	1,760
H22年を100とした指数	西 条 市	100	101	99	96	95	101	104	107	107	107	110	110	87	89	112
	愛 媛 県	100	101	100	100	102	107	109	111	112	111	116	116	92	91	109

※農林水産省「作物統計調査」

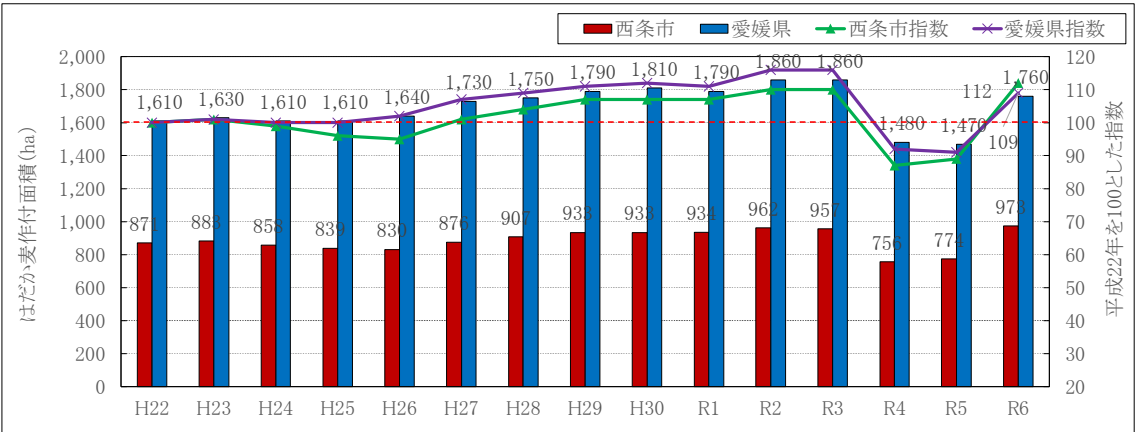


図 4.15 はだか麦の作付面積の推移と動向（西条市、愛媛県）

4.5.3 大豆

西条市の大豆の作付面積は、平成 22 年（2010 年）の 124ha から令和 6 年（2024 年）の 140ha へと、15 年間で 16ha 増加（13％）となっている。愛媛県全体でも同様に大豆の作付面積は、平成 22 年（2010 年）の 329ha から令和 6 年（2024 年）の 347ha へと、15 年間で 18ha 増加（5％）となっている。

（表 4.16、図 4.16 参照）

表 4.16 大豆の作付面積と指数（西条市、愛媛県）

		(単位:ha)														
市町村名		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2 年	令和3 年	令和4 年	令和5 年	令和6 年
数 値	西 条 市	124	147	143	138	140	144	173	168	158	148	145	148	166	144	140
	愛 媛 県	329	385	324	315	322	328	364	354	346	338	348	346	378	342	347
H22年を 100とし た指数	西 条 市	100	119	115	111	113	116	140	135	127	119	117	119	134	116	113
	愛 媛 県	100	117	98	96	98	100	111	108	105	103	106	105	115	104	105

※農林水産省「作物統計調査」

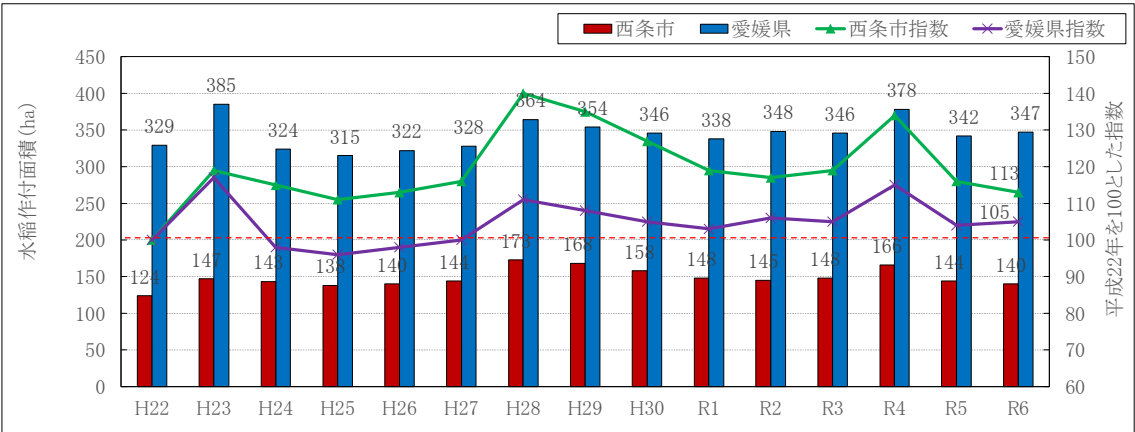


図 4.16 大豆の作付面積の推移と動向（西条市、愛媛県）

4.6 参考資料

4.6.1 地域経済の動向

西条市の製造品出荷額等は、平成 26 年を 100 とした場合の令和 5 年の指数は 132 (1,130,456 百万円/ 859,343 百万円) となっている。また、商品販売額は平成 26 年を 100 とした場合の令和 3 年の指数は 111 (168,707 百万円/ 151,746 百万円) となっており、地域経済は上昇傾向にある。

西条市の経済が愛媛県全体に占める割合は、農業産出額については平成 26 年の 12% (13,700 百万円/ 118,600 百万円) から令和 5 年の 9% (11,220 百万円/ 129,500 百万円) と低下し、製造品出荷額等については平成 26 年の 21% (859,343 百万円/ 4,139,178 百万円) から令和 5 年の 20% (1,130,456 百万円/ 5,593,086 百万円)、商品販売額については平成 26 年の 5% (151,746 百万円/ 3,137,330 百万円) から令和 3 年の 4% (168,707 百万円/ 3,810,727 百万円) とほぼ横ばいであり、全体としては近年ほとんど変化がない状態である。(表 4.17、図 4.17、図 4.18 参照)

表 4.17 農業産出額、製造品出荷額等、商品販売額（西条市、愛媛県）

			(単位: 百万円)									
年			平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分												
農 業 産出額	西条市	金額 ①	13,700	14,020	15,250	14,260	13,820	11,090	11,070	10,840	10,920	11,220
		平成26年を100とした指数	100	102	111	104	101	81	81	79	80	82
	愛媛県	金額 ②	118,600	123,700	134,100	125,900	123,300	120,700	122,600	124,400	123,200	129,500
		平成26年を100とした指数	100	104	113	106	104	102	103	105	104	109
	県内の割合 ①/②		12%	11%	11%	11%	11%	9%	9%	9%	9%	9%
製 造 品 出荷額等	西条市	金額 ①	859,343	963,346	719,733	825,158	845,045	794,701	727,152	1,034,327	1,164,338	1,130,456
		平成26年を100とした指数	100	112	84	96	98	92	85	120	135	132
	愛媛県	金額 ②	4,139,178	4,094,964	3,814,248	4,178,495	4,264,038	4,308,818	3,804,128	4,758,162	5,407,357	5,593,086
		平成26年を100とした指数	100	99	92	101	103	104	92	115	131	135
	県内の割合 ①/②		21%	24%	19%	20%	20%	18%	19%	22%	22%	20%
商 品 販売額	西条市	金額 ①	151,746	—	178,371	—	—	—	—	168,707	—	—
		平成26年を100とした指数	100	—	118	—	—	—	—	111	—	—
	愛媛県	金額 ②	3,137,330	—	3,804,387	—	—	—	—	3,810,727	—	—
		平成26年を100とした指数	100	—	121	—	—	—	—	121	—	—
	県内の割合 ①/②		5%	—	5%	—	—	—	—	4%	—	—

※農業産出額 : 生産農業所得統計及び市町村別農業産出額（推計）
 農業産出額は、農業により得られた生産物の評価額に、農業サービス（稲作の共同育苗、青果物の共同選果）などの売上高を加えてものである。また、種子や飼料作物など、農業内部で使われる中間生産物を含めて算出される。一方で、加工産物（漬物など）は総額に含まない。

製造品出荷額等 : 平成 27～令和 2 年工業統計調査
 （平成 27 年は「平成 28 年経済センサス活動調査（製造業に関する集計）」にて把握）
 （令和 2 年は「令和 3 年経済センサス活動調査（製造業に関する集計）」にて把握）
 （令和 3～5 年は「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」にて把握）

商品販売額 : 平成 26 年商業統計調査 ※平成 26 年分の集計
 平成 28 年経済センサス活動調査（卸売業、小売業に関する集計） ※平成 28 年分の集計
 令和 3 年経済センサス活動調査（卸売業、小売業に関する集計） ※令和 3 年分の集計
 （平成 24 年、平成 29～令和 2 年、令和 4～5 年は調査が実施されていないため該当データなし）

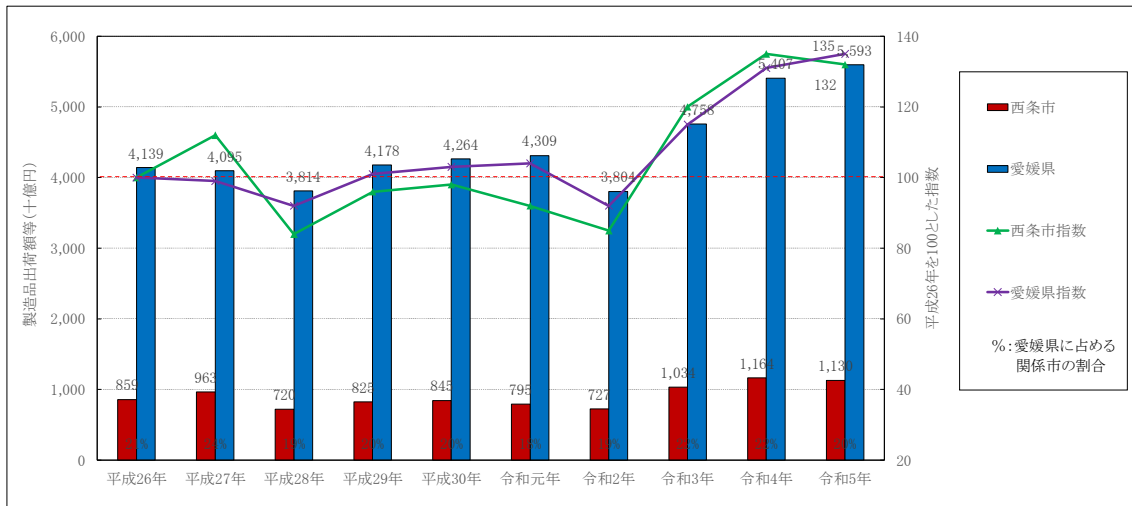


図 4.17 製造品出荷額等割合の推移と動向（西条市、愛媛県）

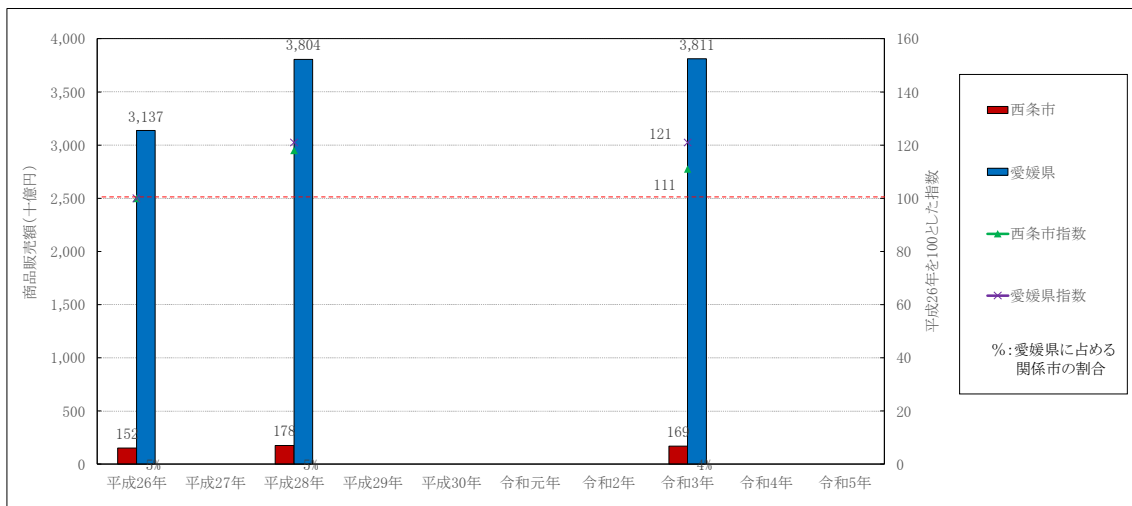


図 4.18 商品販売額割合の推移と動向（西条市、愛媛県）

4.6.2 農業の動向

(1) 総農家数及び土地持ち非農家数

西条市における総農家数は、平成 22 年（2010 年）の 4,703 戸から令和 2 年（2020 年）の 3,172 戸へと、10 年間で 1,531 戸減少（33%）している。

愛媛県全体では、平成 22 年（2010 年）の 50,234 戸から令和 2 年（2020 年）の 34,994 戸へと 10 年間で 15,240 戸減少（30%）している。

西条市の土地持ち非農家数は、平成 22 年（2010 年）の 2,685 戸から平成 27 年（2015 年）の 2,537 戸へと、5 年間で 148 戸減少（6%）している。

愛媛県全体では、平成 22 年（2010 年）の 26,054 戸から平成 27 年（2015 年）の 23,682 戸へと、5 年間で 2,372 戸減少（9%）している。（表 4.18、図 4.19 参照）

表 4.18 総農家数及び土地持ち非農家数（西条市、愛媛県）

市町村名		平成22年(2010年)		平成27年(2015年)		令和2年(2020年)	
		総農家数	土地持ち非農家数	総農家数	土地持ち非農家数	総農家数	土地持ち非農家数
数値	西条市	4,703	2,685	3,879	2,537	3,172	データなし (調査廃止)
	愛媛県	50,234	26,054	42,252	23,682	34,994	23,654
平成22年 を100と した指数	西条市	100	100	82	94	67	—
	愛媛県	100	100	84	91	70	91

※ 1. 2010 年（平成 22 年）世界農林業センサス、2015 年（平成 27 年）農林業センサス、2020 年（令和 2 年）農林業センサス

※ 2. 2020 年（令和 2 年）の市町別の土地持ち非農家数は記載なし

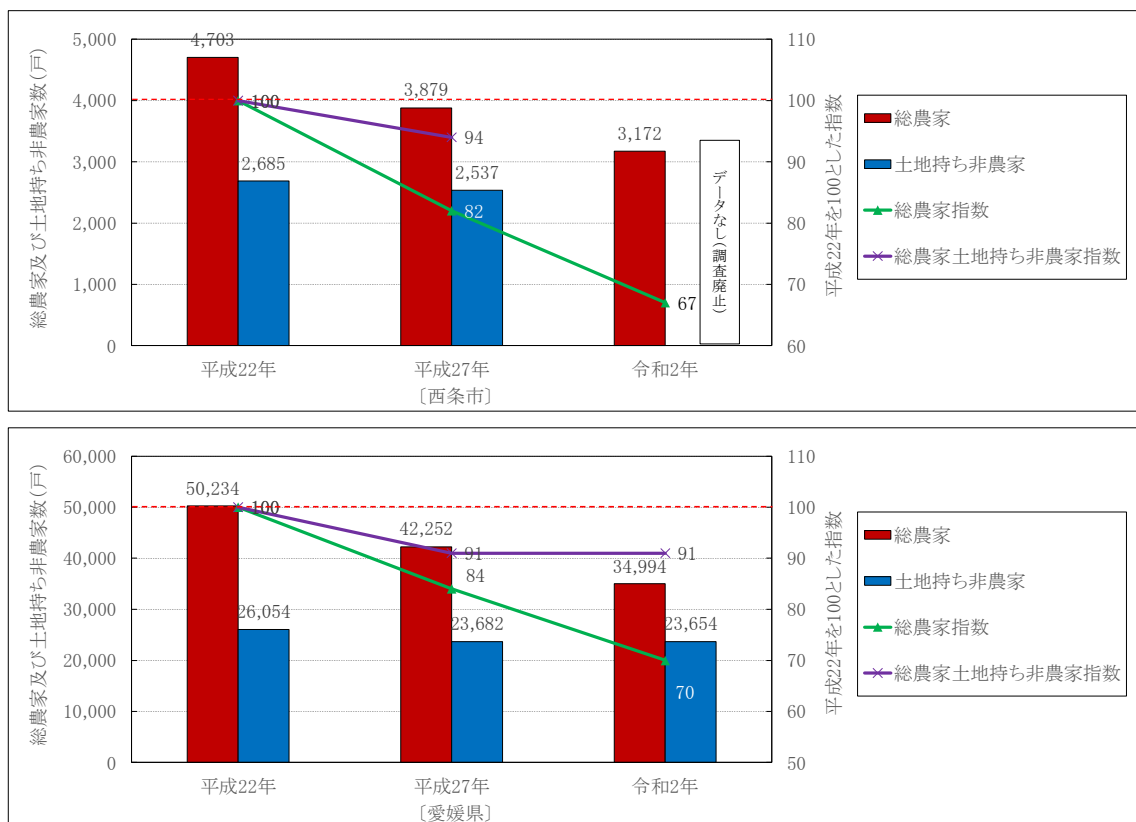


図 4.19 総農家数及び土地持ち非農家数の推移と動向（西条市、愛媛県）

(2) 耕作放棄地のある農家数及び耕作放棄地面積（総農家）

西条市における耕作放棄地のある農家数は、平成 17 年（2005 年）の 1,386 戸から平成 27 年（2015 年）の 1,123 戸へと、10 年間で 263 戸減少（19%）している。

愛媛県全体では、平成 17 年（2005 年）の 17,754 戸から平成 27 年（2015 年）の 15,544 戸へと、10 年間で 2,210 戸増加（12%）している。

西条市の耕作放棄地面積は、平成 17 年（2005 年）の 644ha から平成 27 年（2015 年）の 594ha へと、10 年間で 50ha 減少（8%）している。

愛媛県全体では、平成 17 年（2005 年）の 9,620ha から平成 27 年（2015 年）の 10,305ha へと、10 年間で 685ha 増加（7%）している。（表 4.19、図 4.20、図 4.21 参照）

表 4.19 耕作放棄地のある農家数及び耕作放棄地面積（西条市、愛媛県）

市町村名		耕作放棄地のある農家数(戸)			耕作放棄地面積(ha)		
		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
数値	西 条 市	1,386	1,290	1,123	644	626	594
	愛 媛 県	17,754	17,281	15,544	9,620	10,416	10,305
平成17年 を100と した指数	西 条 市	100	93	81	100	97	92
	愛 媛 県	100	97	88	100	108	107

※2005 年（平成 17 年）農林業センサス、2010 年（平成 22 年）世界農林業センサス、2015 年（平成 27 年）農林業センサス

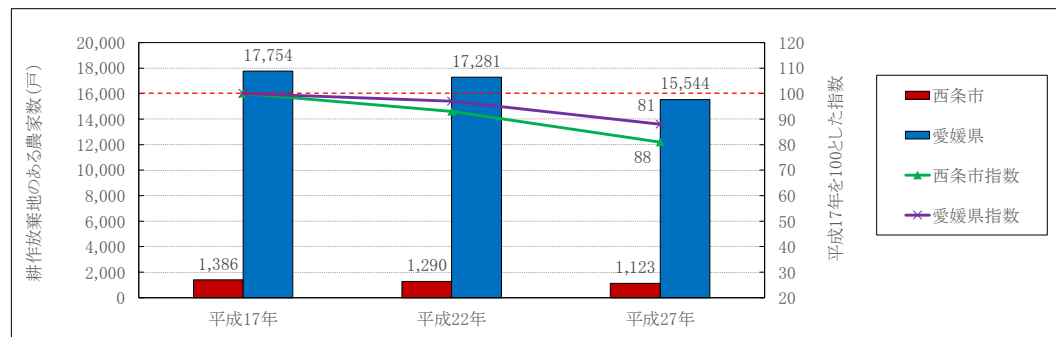


図 4.20 耕作放棄地のある農家数の推移と動向（西条市、愛媛県）

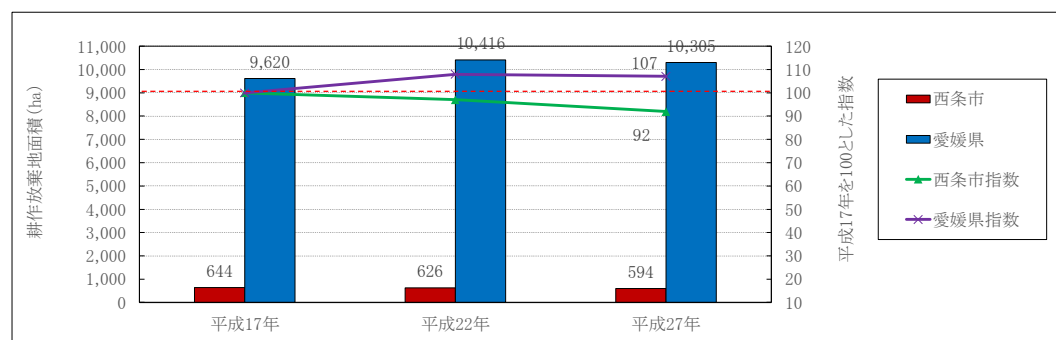


図 4.21 耕作放棄地面積の推移と動向（西条市、愛媛県）

(3) 主副業別農家数

西条市における主副業別農家（経営体）数は、主業農家（経営体）が平成 22 年（2010 年）の 572 営体から令和 2 年（2020 年）の 379 経営体へと、10 年間で 193 経営体減少（34%）、同期間の準主業農家（経営体）数は、595 経営体減少（70%）、副業的農家（経営体）数は、448 経営体減少（24%）している。

愛媛県全体では、主業農家（経営体）が平成 22 年（2010 年）の 7,422 経営体から令和 2 年（2020 年）の 4,528 経営体へと、2,894 経営体減少（39%）、同期間の準主業農家（経営体）数は、4,167 経営体減少（63%）、副業的農家（経営体）数は、3,459 経営体減少（20%）している。

（表 4.20、図 4.22 参照）

表 4.20 主副業別農家数（西条市、愛媛県）

（単位：戸 ※主・準主・副業的農家のR2は経営体）

年	市町村名	販売農家数		主業農家		準主業農家		副業的農家	
		農家数	H22を100とした指数	農家数	H22を100とした指数	農家数	H22を100とした指数	農家数	H22を100とした指数
平成17年 (2005年) (参考)	西 条 市	3,881	119	768	134	844	100	2,269	122
	愛 媛 県	36,950	116	8,614	116	7,417	113	20,919	118
平成22年 (2010年)	西 条 市	3,272	100	572	100	846	100	1,854	100
	愛 媛 県	31,741	100	7,422	100	6,584	100	17,735	100
平成27年 (2015年)	西 条 市	2,616	80	473	83	538	64	1,605	87
	愛 媛 県	25,697	81	5,657	76	4,227	64	15,813	89
令和2年 (2020年)	西 条 市	2,027	62	379	66	251	30	1,406	76
	愛 媛 県	20,639	65	4,528	61	2,417	37	14,276	80

※2005 年（平成 17 年）農林業センサス、2010 年（平成 22 年）世界農林業センサス、2015 年（平成 27 年）農林業センサス、2020 年（令和 2 年）農林業センサス

※2005 年～2015 年は販売農家データ

※2020 年は農業経営体（個人経営体）データ、2020 年（令和 2 年）農林業センサスでは、販売農家データがないことによる。

販売農家：農家のうち、経営耕地面積が 30 a 以上又は年間農産物販売金額が 50 万円以上の農家

主業農家（主業経営体）：農業所得が主（農業所得が農外所得以上）で 1 年に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家（個人経営体）

準主業農家（準主業経営体）：農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で 1 年に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家

副業的農家：1 年に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）

個人経営体：個人（世帯）で事業を行う経営体（法人化して事業を行う経営体は含まない）

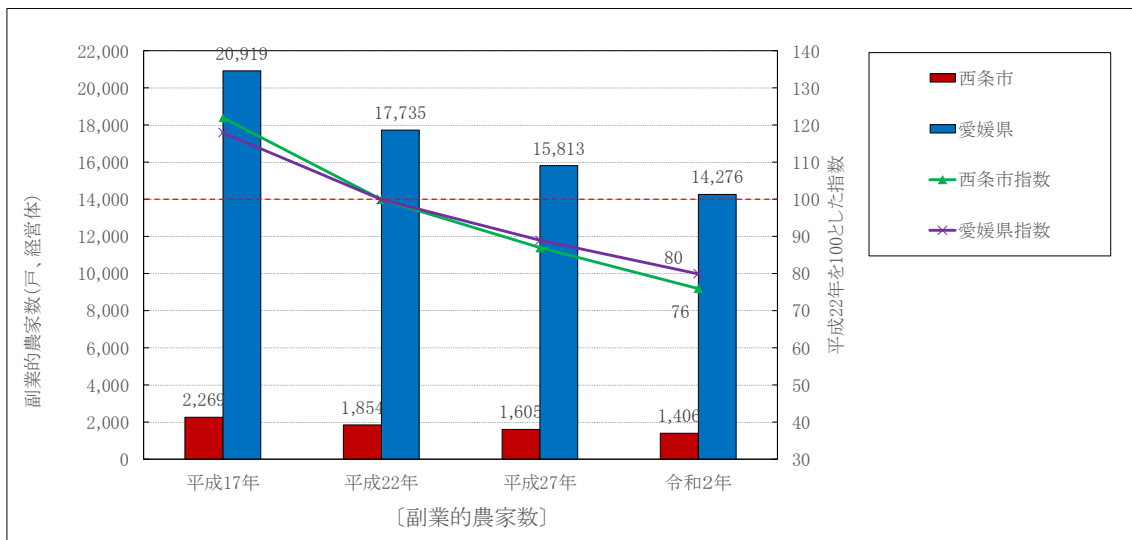
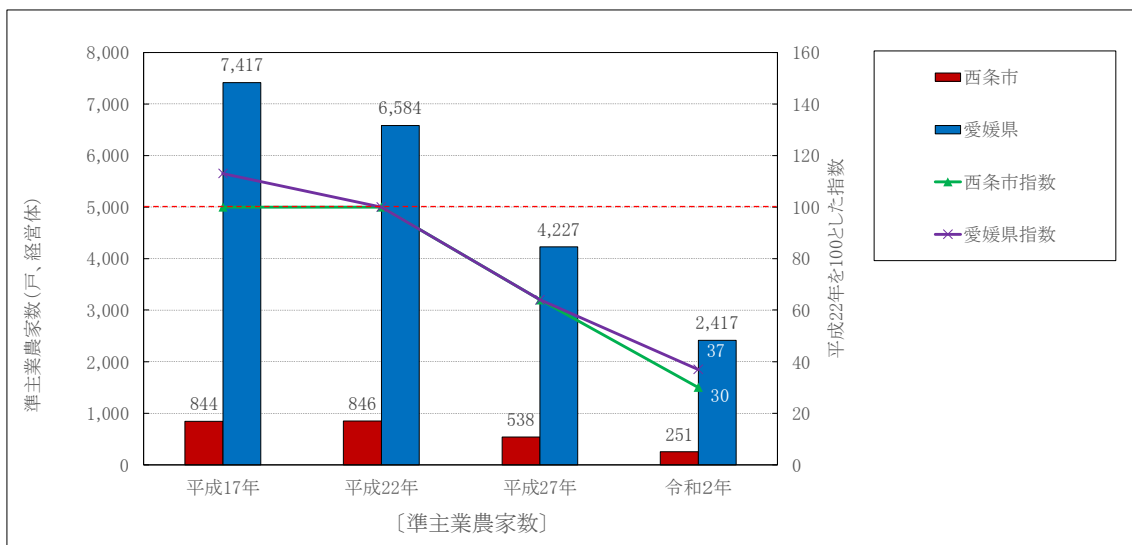
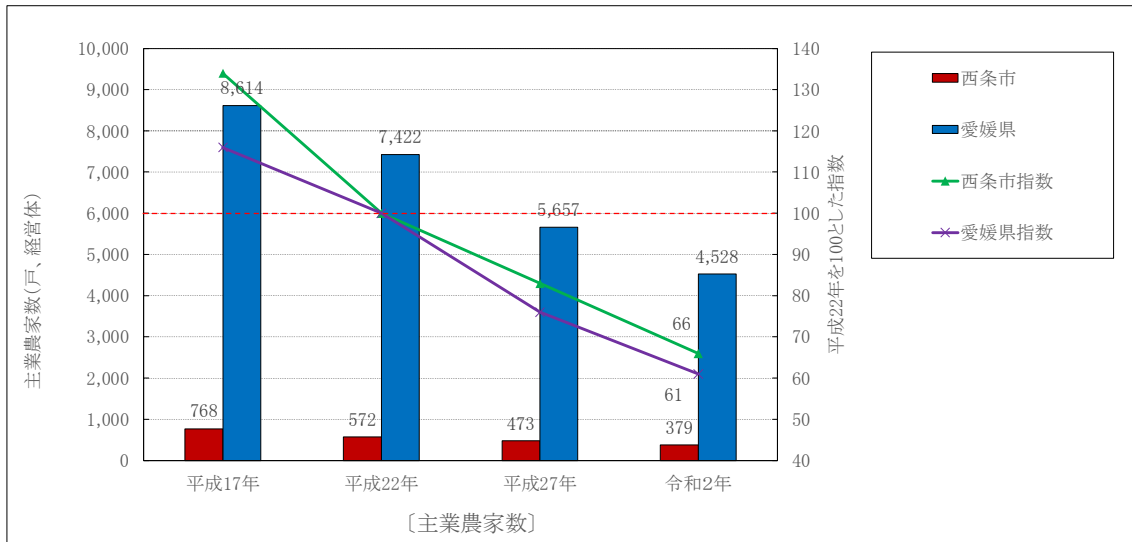


図 4.22 主副業別農家数の推移と動向（西条市、愛媛県）

(4) 農産物販売金額規模別経営体数

西条市の販売金額が1,000万円未満の経営体数は、平成22年(2010年)の3,222経営体から令和2年(2020年)の1,985経営体へと10年間で1,237経営体減少(38%)している。一方、販売金額が1,000万円以上の経営体は、平成22年(2010年)の126経営体から令和2年(2020年)の121経営体へと、5経営体減少(4%)に止まっている。

愛媛県全体の販売金額が1,000万円未満の経営体数は、同期間において32,198経営体から20,514経営体へと11,684経営体減少(36%)しており、1,000万円以上の経営体は、979経営体から1,220経営体へと241経営体増加(25%)している。

西条市の販売金額が1億円以上の経営体数は、平成22年(2010年)の9経営体から令和2年(2020年)の8経営体へと、10年間で1経営体減少(11%)で維持している。

愛媛県全体の販売金額が1億円以上の経営体数は、同期間において58経営体から85経営体へと27経営体増加(47%)となっている。

令和2年(2020年)の西条市が愛媛県に占める割合をみると、1,000万円未満の販売経営体では10%(1,985経営体/20,514経営体)、1,000万円以上の販売経営体では10%(121経営体/1,220経営体)となっている。

(表4.21、図4.23、図4.24参照)

表 4.21 農産物販売金額規模別農業経営体数(西条市、愛媛県)

(単位:経営体)

年	市町村名	計	販売なし	50万円未満	50～100	100～300	300～500	500～1,000	1,000～3,000	3,000～5,000	5,000万～1億	1～3	3～5	5億円以上
平成22年 (2010年)	西 条 市	3,348	286	1,173	657	701	212	193	97	8	12	5	3	1
	愛 媛 県	33,177	3,363	12,119	5,747	6,719	2,273	1,977	736	98	87	38	16	4
平成27年 (2015年)	西 条 市	2,696	211	933	493	607	183	163	80	12	6	3	2	3
	愛 媛 県	26,988	2,759	9,932	4,198	5,356	1,875	1,803	829	94	64	46	15	17
令和2年 (2020年)	西 条 市	2,106	174	555	405	492	205	154	94	11	8	5	1	2
	愛 媛 県	21,734	2,090	6,344	3,725	4,559	1,945	1,851	975	88	72	53	14	18
H22を100 とした指数 (R2)	西 条 市	63	61	47	62	70	97	80	97	138	67	100	33	200
	愛 媛 県	66	62	52	65	68	86	94	132	90	83	139	88	450

※2010年(平成22年)世界農林業センサス、2015年(平成27年)農林業センサス、2020年(令和2年)農林業センサス
いずれも、農業経営体(総数)のデータ

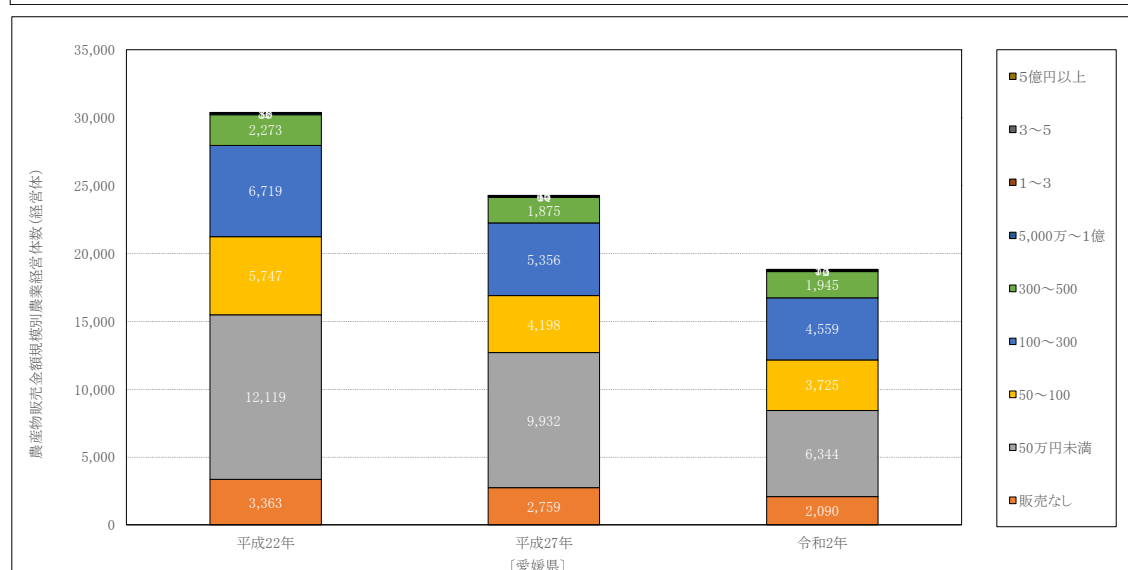
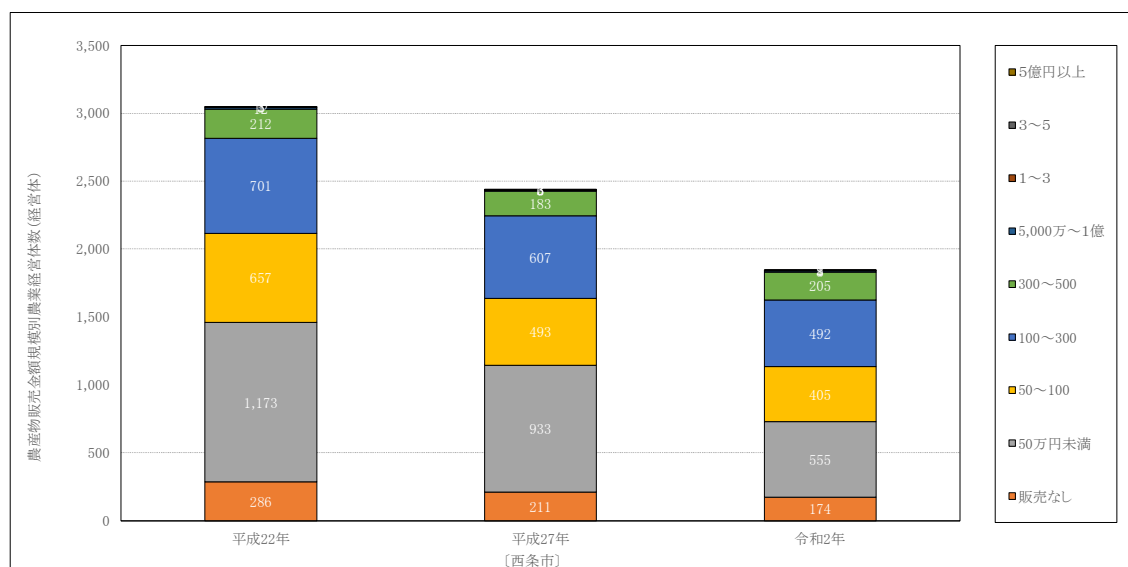


図 4.23 農産物販売金額規模別農業経営体数の推移（西条市、愛媛県）

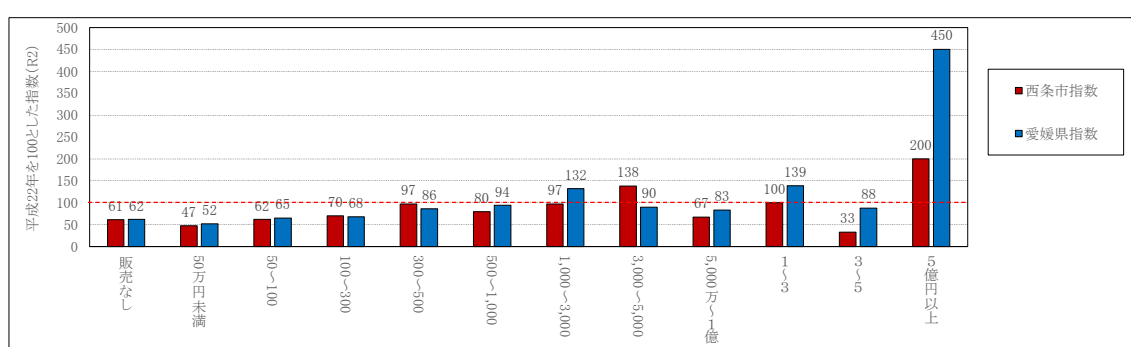


図 4.24 農産物販売金額規模別農業経営体数の動向（西条市、愛媛県）（R2/H22）

5. 事業計画の重要な部分の変更の必要性の有無

現時点において、下記のとおり、事業計画の重要な部分の変更は生じていない。

5.1 事業の施行に係る地域

現時点において、事業の施行に係る地域の変更は生じていない。(計画変更要件：5 %以上の増減)

現計画（令和6年度） → 現在（令和8年度）

区画整理 654ha（水田 643ha、畑 11ha） → 654ha（水田 643ha、畑 11ha）

農業用排水 323ha（水田 321ha、畑 2ha） → 323ha（水田 321ha、畑 2ha）

5.2 主要工事計画の変更

現時点で、主要工事計画の変更は生じていない。

工種	現計画（R6）	現在（R8）	備考
区画整理	654ha	654ha	区画整理
	381ha	381ha	暗渠排水
農業用排水	1 か所	1 か所	排水機
	7.8km	7.8km	排水路

5.3 総事業費の増減

現時点で、総事業費は 34,100 百万円であり、現計画の事業費は 26,041 百万円である。

単位：百万円

工種	現計画 ①	現在 (令和8年度) ②	増減額 ③ = ② - ①	物価変動額 ④	物価変動額を 除いた増減率 ⑤ = (③ - ④) / ①
区画整理	19,041	24,377	5,336	5,336	—%
農業用排水	7,000	9,723	2,723	2,723	—%
合計	26,041	34,100	8,059	8,059	—%

※再評価時点の事業費は令和8年度ベースである。

そのうち、計画変更要件にかからない営繕費、宿舍費、工事諸費を除くと 23,563 百万円である。これに対し、物価や労賃の変動等を除いて、工法変更の要因による増減は発生していないため、事業計画の計画変更要件に該当しない。(計画変更要件：10%以上の増減)

※営繕費、宿舍費、工事諸費を除いた事業費より算出

単位：百万円

工種	現計画 ①	現在 (令和8年度) ②	増減額 ③=②-①	物価変動額 ④	物価変動額を 除いた増減率 ⑤=(③-④)/ ①
区画整理	17,257	22,448	5,191	5,191	—%
農業用排水	6,306	9,045	2,739	2,739	—%
合計	23,563	31,493	7,930	7,930	—%

※再評価時点の事業費は令和8年度ベースである。

単位：百万円

工種	現計画 ①	現在 (令和8年度) ②	増減額 ③=②-①	増減率 ④=③/①
区画整理	17,257	17,257	—	—%
農業用排水	6,306	6,306	—	—%
小計	23,563	23,563	(増加なし) 二	(増加なし) 二%
営繕費、宿舍費、 工事諸費	2,478	2,478	—	—%
合計	26,041	※ 26,041	—	—%

※物価や労賃の変動を除いたもの。

計画変更要件の対象

6. 費用対効果分析の基礎となる要因の変化

6.1 県、市の農業振興の方向

現在の営農計画書（平成 27 年作成）は、策定時において愛媛県、関係市、及び農業再生協議会の各種農業振興計画を反映して作成されている。また、本地区の営農計画は、以下のとおり地元農家による検討体制が構築されている。

本地区の振興作物に変更はなく、作付状況も大きな変化はなく、農業振興の方向性に変更はない。

6.1.1 本地区での営農計画作成の検討経緯

本地区では、「受益農家の意向を踏まえた営農計画の策定について」（平成 6 年 11 月 16 日農林水産省構造改善局計画部長通知）を踏まえ、地域の意向を反映した営農計画を策定するため、調査計画段階から営農検討組織を設置し、本地区の営農計画が地域農業の目指すべき方向のモデルとなるよう検討を行った。愛媛県及び西条市による各種振興計画との整合を図り、営農計画書案を取りまとめている。

営農計画の作成に当たっては、調査計画段階から団地毎に「地元農家における検討組織」において営農の現状把握、担い手（組織を含む）の選定、計画作物・作付計画等の検討を行い、「関係行政機関における検討組織」において地区全体の営農の方向性を検討することで営農計画の取りまとめが行われた。

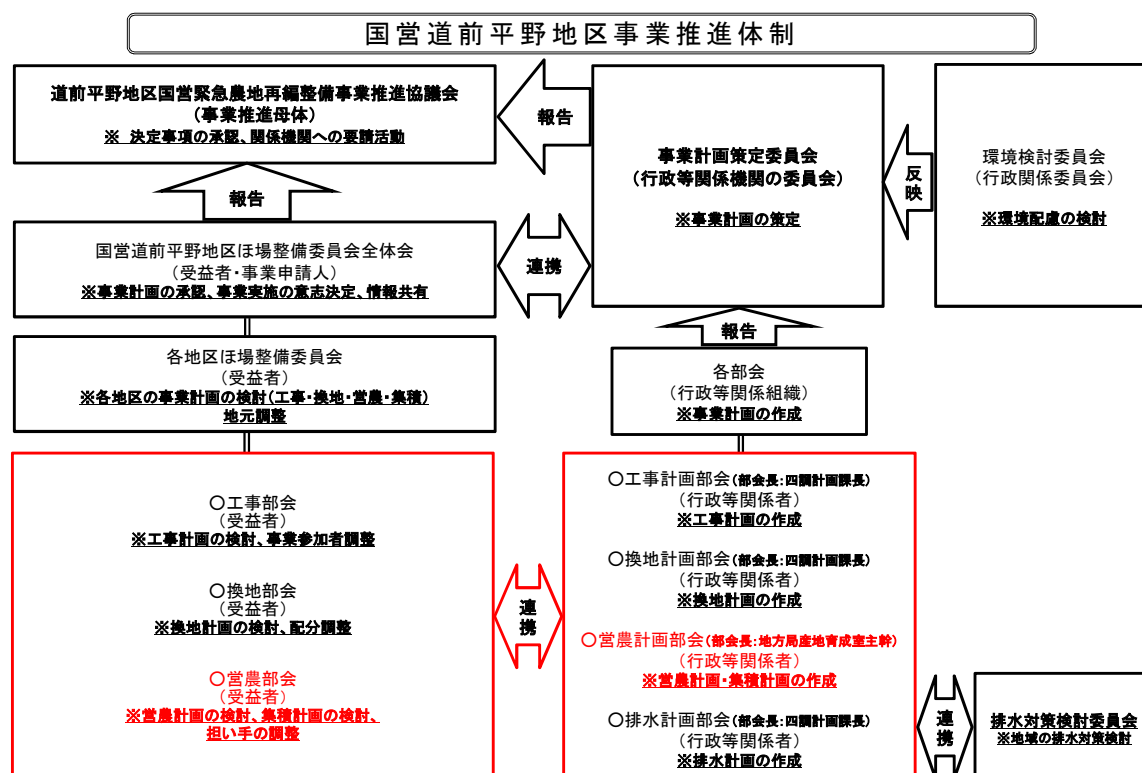
6.1.2 本地区の営農検討組織体制の基本的な考え方

本地区は生産効率の低さから担い手への利用集積が進まず、耕作放棄すら発生しているという特殊な事情があるため、営農計画の策定に当たり、他の地区よりも地域の意向、実情を強く反映させる必要があると考えられた。そのため、「地元農家における検討組織」（団地毎）で検討した計画を踏まえ、「関係行政機関における検討組織」において地区全体の営農の方向性を検討し、整備後の営農について、集落の実情に即したものかつ、実現性の高いものとなるよう、より詳細な検討を行うこととしている。

6.1.3 地元農家における検討体制

受益者・事業申請人で構成される国道前平野地区ほ場整備委員会全体会の下、団地毎に地区ほ場整備委員会が設置されました。さらに、各地区ほ場整備委員会に「工事部会」、「換地部会」、「営農部会」を整備し、計画を検討するとともに、地元の合意形成を図りながら、事業を進めている。

地区ほ場整備委員会は、地元農家で組織されており、行政関係者（国、県、市等）は支援という形で各委員会に参加している。



地区ほ場整備委員会：整備計画案、換地計画案、営農計画案等の作成に向けた検討を行う。

工事部会：区画、農道、用排水路等の整備内容について検討を行う。

換地部会：換地制度の周知、換地の評価基準・方針の作成、従前地評価等の検討を行う。

営農部会：営農の現状把握、担い手（組織を含む）の選定、計画作物・作付計画等の検討を行う。

6.1.4 関係行政機関における検討体制

平成 27 年度に、事業の推進・検討組織として「道前平野地区国営緊急農地再編整備事業推進協議会」が設立されている。

6.2 費用対効果分析の基礎となる要因の変化

本地区では、国営農地再編整備事業による区画整理、農業用排水の整備により、以下の効果を見込んでいる。

令和6年計画変更時点と比較しても、年数は経ていないこともあり、計画変更時からの大きな変更は見られない。

6.2.1 区画整理

(1) 食料の安定供給の確保に関する効果

：作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果

総効果額の95.3%を占める食料の安定供給の確保に関する効果は、労賃単価の増、経済効果測定資料における作物の純益率の見直し及び時点修正等に伴い、効果額はR6計画変更時と比べて398,199千円の増となっている。

(2) 農業の持続的発展に関する効果：耕作放棄地防止効果

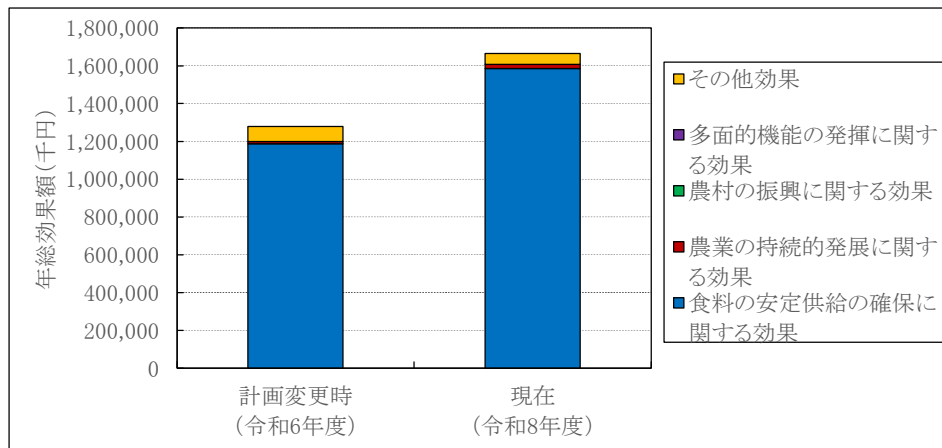
総効果額の1.3%を占める農業の持続的発展に関する効果は、経済効果測定資料における作物の純益率・所得率の見直しにより、効果額はR6計画変更時と比べて10,337千円の増となっている。

(3) その他効果：文化財の調査に関する効果、国産農産物安定供給効果

総効果額の3.4%を占めるその他効果は、経済効果測定資料における作物の純益率、R4.9の文化財の調査に関する効果の取扱いの変更を踏まえた効果対象となる文化財調査費用の見直し、R5.4の国産農産物安定供給効果の算定方法の見直し及び時点修正等に伴い、効果額はR6計画変更時と比べて22,585千円の減となっている。

(4) 年効果額の一覧表

効果項目	区分	区画整理				効果額の増減 (千円)
		変更計画 (令和6年度)		現在 (令和8年度)		
		年総効果額 (千円)	構成比率	年総効果額 (千円)	構成比率	
食料の安定供給の確保に関する効果		1,187,802	92.9	1,586,001	95.3	398,199
農業の持続的発展に関する効果		11,398	0.9	21,735	1.3	10,337
農 村 の 振 興 に 関 す る 効 果		—	—	—	—	—
多面的機能の発揮に関する効果		—	—	—	—	—
そ の 他 効 果		79,768	6.2	57,183	3.4	△22,585
計		1,278,968	100.0	1,664,919	100.0	385,951



6.2.2 農業用排水

(1) 食料の安定供給の確保に関する効果：作物生産効果、維持管理費節減効果

総効果額の 1.1%を占める食料の安定供給の確保に関する効果は、経済効果測定資料における作物の純益率の見直し及び時点修正等に伴い、効果額は R6 計画変更時と比べて 5,373 千円の増となっている。

(2) 農業の持続的発展に関する効果：災害防止効果（農業関係資産）

総効果額の 55.2%を占める農業の持続的発展に関する効果は、時点修正等に伴い、効果額は R6 計画変更時と比べて 181,147 千円の増となっている。

(3) 農村の振興に関する効果：災害防止効果（一般資産）

総効果額の 27.5%を占める農村の振興に関する効果は、時点修正等に伴い、効果額は R6 計画変更時と比べて 209,710 千円の増となっている。

(4) 多面的機能の発揮に関する効果：災害防止効果（公共資産）

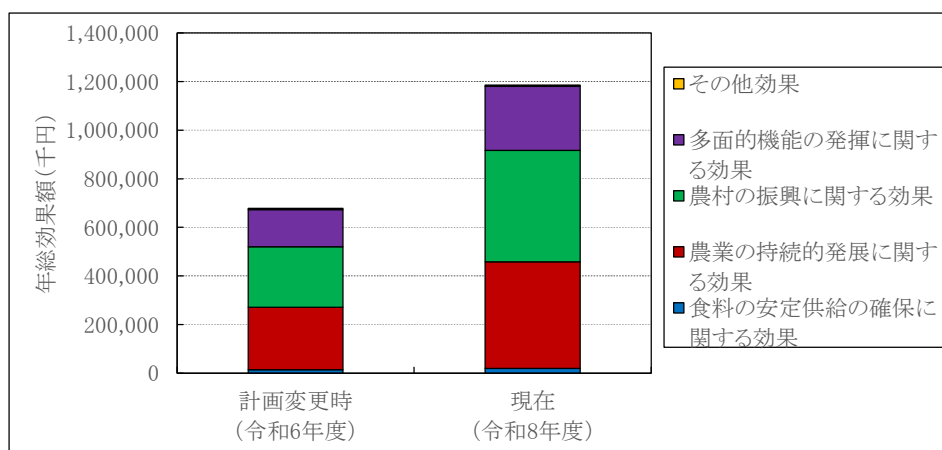
総効果額の 15.9%を占める農村の振興に関する効果は、時点修正等に伴い、効果額は R6 計画変更時と比べて 111,804 千円の増となっている。

(5) その他効果：国産農産物安定供給効果

総効果額の 0.3%を占めるその他効果は、R5.4 の国産農産物安定供給効果の算定方法の見直し及び時点修正等に伴い、効果額は R6 計画変更時と比べて 355 千円の減となっている。

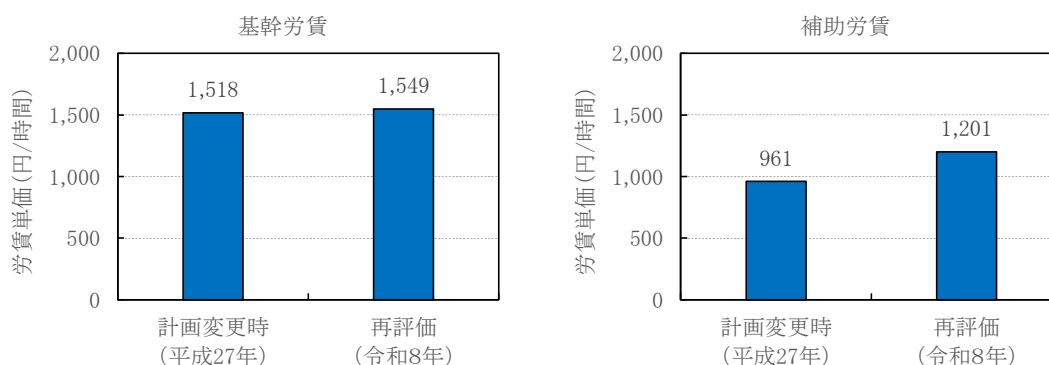
(6) 年効果額の一覧表

効果項目	区分	農業用排水				効果額の増減 (千円)
		変更計画 (令和6年度)		現在 (令和8年度)		
		年総効果額 (千円)	構成比率	年総効果額 (千円)	構成比率	
食料の安定供給の確保に関する効果		13,683	2.0	19,056	1.1	5,373
農業の持続的発展に関する効果		258,088	38.1	439,235	55.2	181,147
農 村 の 振 興 に 関 す る 効 果		248,764	36.7	458,474	27.5	209,710
多面的機能の発揮に関する効果		152,211	22.5	264,015	15.9	111,804
そ の 他 効 果		5,006	0.7	4,651	0.3	△355
計		677,752	100.0	1,185,431	100.0	507,679



6.2.3 労賃単価

労賃単価について計画変更時点と現在の比較は以下のとおりである。



※ 計画変更時：愛媛県農業会議「農業労賃等に関する調査結果－平成24年－」（平成25年3月）オペレーター賃金の県下全域のトラクター・田植機・コンバイン平均より算出、及び農業臨時雇賃金の農作業一般（専門作業、一般・軽作業）の県下全域の男女別賃金男女平均より算出

再評価：愛媛県農業会議「農業労賃等に関する調査結果－令和6年度－」（令和7年3月）オペレーター賃金の県下全域のトラクター・田植機・コンバイン平均より算出、及び農業臨時雇賃金の農作業一般（専門作業、一般・軽作業）の県下全域の男女別賃金男女平均より算出

6.3 費用対効果分析の中で定量的に捉えられない効果

費用対効果分析に当たっては、「新たな土地改良の効果算定マニュアル」（令和6年8月、農林水産省農村振興局整備部）に基づき、定量的に算定可能な効果を計上しているが、一方、本事業は費用対効果分析の中で定量的に捉えられない様々な効果もある。

定量的に把握できない本事業の効果を営農者がどのように実感しているかを把握するため、以下の4組織に聞き取り調査を行った。

表 6.1 聞き取り対象一覧

聞き取り対象	聞き取り日	備考
東予土地改良協議会 西山 理事長	令和7年5月27日	
周桑農業協同組合 営農管理研修センター 企画開発課 日野 審査役 企画開発課長	令和7年7月27日	
愛媛県 東予地方局 農林水産振興部 農業振興課 地域農業育成室 曾我 主幹、成松 担当係長	令和7年5月28日	
西条市 農林水産部 農水振興課 日野 課長	令和7年5月28日	

聞き取りの結果及び公表資料により、定量的に捉えられない効果として以下があげられる。

（1）営農意欲が向上する効果

営農意欲として、ほとんどの農業経営体が、ほ場整備された圃場であれば、いくらでも耕作したいということを言っているということが確認できた。また、集落営農法人への若者の新規雇用や、そのための高収益作物の導入など、さらなる生産性向上や人材育成への意欲が確認できた。

（2）自給率向上の効果

西条市は「西条市食育推進計画」（第2次）において、「学校給食における地場産物を使用する割合」を計画時点における平成27年度の31.1%から35%以上とする目標を掲げ、令和元年度には43.9%となり、目標を達成した。「西条市食育推進計画」（第3次）においては、「学校給食における地場産物を使用する割合」を45%とする目標を掲げている。

※西条市「第3次西条市食育推進計画」（令和2年3月）

次表に事業効果に関する聞き取り結果を示す。

表 6.2 関係団体への聞き取り調査結果概要

効果	内容
排水改良による効果 (本事業への期待)	① 排水路は一部できているが、排水機場が稼働しなければ排水は流れず、去年の雨の際も水田から排水されず、鯉が泳いでいた。【東予改良区】 ② 北条新田排水機場の完成を楽しみにしている。【東予改良区】
高収益作物導入に係る排水改良への期待	① 北条新田排水機場が完成すれば作物選択の自由度は上がる。【東予改良区】 ② 野菜は排水関係が影響してくるため、本事業によってどれだけ地域の排水状況が変わったかということが、ブロッコリーの増加と本事業の関係に大きく関わってくると考える。【愛媛県】
営農意欲の向上	① ほとんどの農家が、ほ場整備された圃場であれば、いくらでも耕作したいということを言っている。【東予改良区】
遊休農地の解消	① ほ場整備を行ったので農地を返しやすいくなり、まずは借りて耕作して、農業ができなくなったら返そうという考えになり、遊休農地化しない。【東予改良区】
組織の若返りへの心情の変化	① 久妙寺生産組合では、若い新しい人を入れるために高収益作物の生産を始めた。【西条市】
農地集積への寄与	① 整備されているため、農地受託がしやすくなった。【JA 周桑】

7. 環境との調和への配慮

本事業の実施に当たっては、関係市が策定している田園環境整備マスタープラン等と整合を図りつつ、生態系や景観との調和に配慮する。

具体的には、農用地の整備に当たっては、農地及びその周辺に生息する両生類や魚類の移動経路及び生息環境に配慮した整備を行うとともに、水生植物の生育環境に配慮した整備を行う。

また、工事の際は、希少な動植物の類似環境への移植等を行うとともに、周辺環境への影響を軽減するため、騒音振動の抑制及び濁水流出防止に努める。

7.1 環境検討委員会、情報協議会の設置

道前平野地区（地域）環境検討委員会は、平成 26 年度より行われ、学識経験者、愛媛県、西条市、地元農家、地元住民で構成されている。

委員会では、計画段階における対策・方針の検討や施工段階での生物や景観に対し配慮が必要な事項の検討を行うものである。

中国四国農政局国営土地改良事業等環境に係る情報協議会は、国営土地改良事業等に係る「環境と調和への配慮」について、客観性、透明性を確保し、事業の円滑な推進を図るため、環境に精通する専門家やその他必要と認められる分野の有識者から幅広く環境に関する意見を求めることとして、設置している。

7.2 国営道前平野地区環境配慮推進協議会の設置

国営緊急農地再編整備事業道前平野地区において、自然環境や農村環境との調和に配慮するために必要な「環境との調和への配慮に関する計画」に基づく環境配慮を円滑に推進することを目的とし、意見交換を行う場として、国営道前平野地区環境配慮推進協議会を令和 8 年 3 月 5 日に設置した。今後も定期的に協議会を開催する予定である。

表 7.1 協議会の活動経緯

区分	開催日	議題
第 1 回協議会（設置）	R8.3.5	・設置要領の承認、委員長を選出 ・環境配慮計画の概要 ・工事及び環境配慮対策の進捗状況 ・環境配慮対策の中間結果 ・今後の実施計画（案）

表 7.2 委員名簿

役職		所属
委員長	有識者（地域環境工学）	愛媛大学大学院農学研究科教授
委員	有識者（植物）	NPO 法人 森からつづく道代表
委員	有識者（動物）	NPO 法人 西条自然学校理事長
委員	地元住民	西条市環境審議員
委員	地元農家	道前平野土地改良区事務局長
委員	行政：愛媛県	愛媛県東予地方局農林水産振興部農村整備課 課長
委員	行政：西条市	西条市農林水産部農業基盤整備課 課長

国営道前平野地区環境配慮推進協議会 設置要領（案）

（目的）

第1条 この会は、国営緊急農地再編整備事業道前平野地区において、自然環境や農村環境との調和に配慮するために必要な「環境との調和への配慮に関する計画」（以下、「環境配慮計画」という。）に基づく環境配慮を円滑に推進することを目的とし、意見交換を行う場として、国営道前平野地区環境配慮推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（構成）

第2条 この会は、有識者、地元農家、地元住民、西条市、愛媛県並びに道前平野農地整備事業所の関係者をもって組織する。

（協議事項）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために次の協議を行う。

- （1）国営緊急農地再編事業道前平野地区における「環境配慮計画」に基づき実施される環境配慮方策に係る助言
- （2）その他協議会の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会の委員は、別表1のとおりとする。

- 2 協議会の各委員は、道前平野農地整備事業所長が委嘱する。
- 3 協議会には、委員長を置く。
- 4 協議会の業務を遂行するために必要があるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（開催・運営）

第5条 協議会は、道前平野農地整備事業所長からの要請に基づき開催する。

- 2 協議会の事務局は、道前平野農地整備事業所に置き、協議会の事務処理を行う。

（その他）

第6条 この要領に定めのない事項については、委員長が協議会に諮って定める。

付 則

この要領は、令和8年3月5日から施行する。

7.3 生態系への配慮

水路の整備にあたっては、水路底に土砂を溜められ護岸に空隙や植生が確保できるような水路構造の採用や、部分的に断面を拡幅して淵やワンドのような緩流域を創出するなどにより、生物の生息場あるいは避難場を確保する。また、そうした水路では、魚類の遡上に配慮した急流工（魚道）や緩勾配護岸の設置など、生物ネットワークの保全・創出にも配慮する。

7.3.1 生態系配慮施設の設置

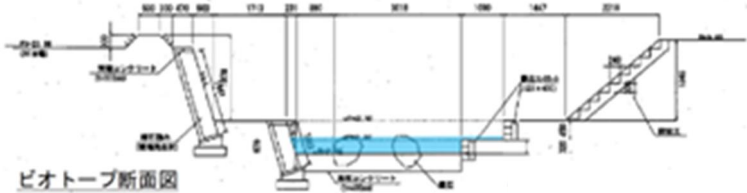
（1）湧水のある水環境の保全を必要とするグループへの配慮

- ・保全対象種：植物・・・ツツイトモ、ウキゴケ
- ・対策：水路の底抜きや、淀み工による水生植物の生育場の確保【最小化】

(2) 水田、湿田、土水路を重要な生息・生育場とするグループへの配慮

- ・保全対象種：両生類・・・アカハライモリ、ツチガエル
 魚類・・・ドジョウ、ミナミメダカ
 昆虫類・・・ヘイケボタル、コガタノゲンゴロウ
 植物・・・ミズオオバコ、イチョウウキゴケ

・対策1：ビオトープ整備による生息・生育場の確保【最小化】

ビオトープ（久妙寺団地）	
地元提案	・子供が安全に魚とりのできる場所。 ・子供の水遊び場。
考え方	保全対象種の生息に必要な環境条件（水深、緩流域や隠れ場、水域と陸域の連続性）の確保。 【保全対象】 魚類、上記グループ
断面図等（計画時）	 イメージする他施工事例
断面図（施工時）	 ビオトープ断面図
整備後の写真	 H30 完成（R7 撮影）
モニタリング	17 種を確認（R4 実施） ドンコ、スクミリンゴガイ、カワニナ、サカマキガイ、シジミ属、ヌマエビ科、モクズガニ、アジイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ、 <u>コガタノゲンゴロウ</u> 、ウスイロシマゲンゴロウ、ヒメゲンゴロウ、キイロヒラタガムシ、コガムシ、ヒメガムシ（ <u>下線は保全対象種</u> ） ※水域では、オオカナダモの繁茂や底泥の堆積が確認されたため、水質の悪化や通水阻害を引き起こす可能性が考えられた。

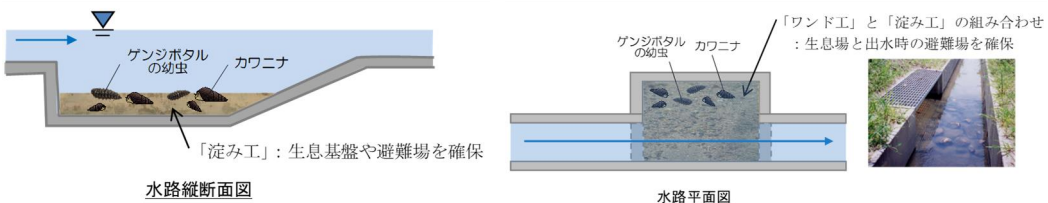
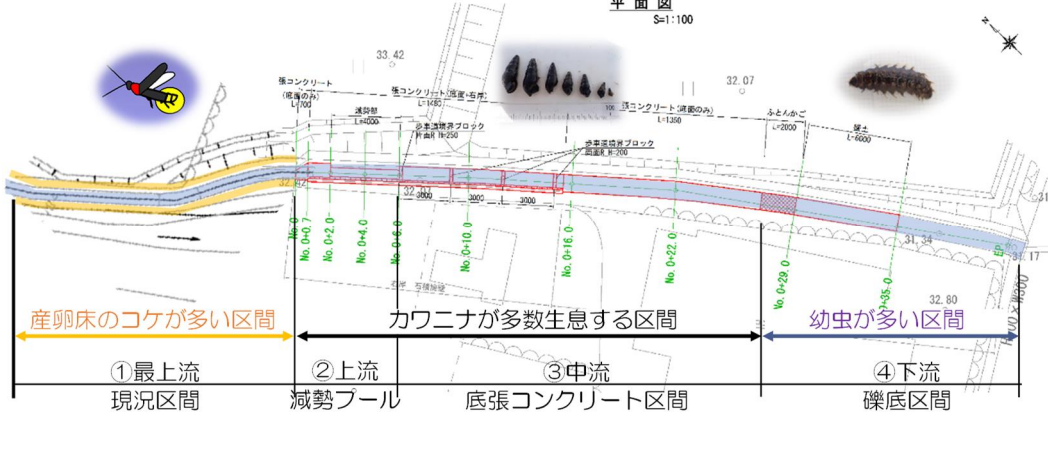
- ・対策2：緩斜路護岸による水路と水田の連続性を確保【最小化】
- ・対策3：溜枳への脱出用スロープ設置による移動路の確保【修正】
- ・対策4：排水路と水田の落差は可能な範囲で最小化【修正】

(3) 流量の安定した中栄養な流水環境を好むグループへの配慮

・保全対象種：昆虫類・・・ゲンジボタル

底生動物・・・カワニナ〔ゲンジボタルの餌生物〕

・対策1：水路の一部について拠点的に生息環境の保全・創出【最小化・修正】

	ホタル水路（久妙寺団地）
提地案元	・ホタル水路の設置。 (ホタルへの関心度が特に高い)
考え方	・ゲンジボタルの生息に重要な環境要素が存在。 ポイント①：水際に「コケや草などの産卵場所」が必要 ポイント②：「砂礫底でエサのカワニナが生息」 ポイント③：水路沿いに「上陸した幼虫が潜れるやわらかい土」があること 【保全対象】ゲンジボタル、カワニナ
(計画時)	 水路縦断面図 水路平面図
(施工時)	 平面図 S=1:100 産卵床のコケが多い区間 カワニナが多数生息する区間 幼虫が多い区間 ①最上流 現況区間 ②上流 減勢プール ③中流 底張コンクリート区間 ④下流 礫底区間
整備後の写真	 H30 完成、R3 復旧 (R7 撮影)  ホタル生息状況 (R7 撮影)
モニタリング	18 種を確認 (R4 実施) ドンコ、カワヨシノボリ、スクミリンゴガイ、カワニナ、サカマキガイ、シジミ属、ヌマエビ科、スジエビ、モクズガニ、コカゲロウ科 (幼虫)、ホンサナエ、シマアメンボ、マダラミズカメムシ、ケシカタビロアメンボ、トビケラ科 (幼虫)、ガガンボ属 (幼虫)、キロヒラタガムシ、ゲンジボタル (幼虫) (下線は保全対象種)

(4) 遊水池等から水田に遡上し産卵するグループへの配慮

- ・保全対象種：魚類・・・フナ類、ナマズ
- ・対策１：遊水池(河川)～水路、水路～水田までの落差を可能な範囲で最小化【最小化】
遊水池(河川)～水路、水路～水田間の水域の連続性を魚道等で確保する。
- ・対策２：水路の一部に深み（土砂溜め）と魚巢ブロック、底抜き部等を整備し、移動時の避難場を確保【最小化】
水系の連続性を確保する対象エリア内で水深が浅い水路に設置する。

7.3.2 工事中の生態系への配慮

- ・農耕地を越冬場や生息場に利用する鳥類（施工上の配慮を行う鳥類：ナベヅル、ハイイロチュウヒ、チュウヒ、ヒクイナ、タマシギ）への影響を低減するため、建設機械は、低騒音型・低震動型の機械を採用する。なお、工事区域内にナベヅルが飛来した場合は、専門家の指導を受けて対応する。
- ・工事区域において確認されている注目すべき種は、実施可能な範囲で移植、移動等、適切な保全措置を講じる。
- ・水路の断水や濁水の流下による水生生物への影響を低減するため、仮回し水路や、沈砂池を設置し濁流等の流出防止に努める。



北条団地 住民参加による保護移動活動



北条団地 保護個体の同定・仕分け作業



北条団地 工事の影響のない場所への放流

7.3.3 モニタリング調査

(1) 基本方針

特に配慮すべき動植物あるいは生息・生育環境等の分布状況、工事前の生物保護移動の必要性等の把握を目的に、工事前モニタリング調査を実施している。

また、実施した環境配慮対策の効果を検証するため、工事後モニタリング調査を実施している。その後、環境配慮施設等を維持していくためには、保全対象種の生活史や生態に沿ったモニタリング調査、施設環境の適切な管理が求められる。これらの調査や管理にあたっては、地域住民が主体となって、地元の環境 NPO 等の専門家と連携して活動していくことが必要である。そのため、維持管理マニュアルを作成し、地区内の維持管理に携わる役員などを対象に、環境配慮施設の適正な維持管理の普及・促進を目的とした啓発活動を開催し、その中で営農者や地域住民とモニタリング調査や維持管理を実施している。

(2) モニタリング対象種

「道前平野地区環境との調和への配慮に関する計画」（平成 27 年 7 月）において検討された保全対象種、最新の「環境省レッドリスト」（2020 年版等）や「愛媛県レッドリスト」（2020 年版等）で選定された希少種、「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」で指定された特定希少野生動植物、及び外来生物に着目した。

外来生物は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号）により指定された生物を選定した。

※特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの

表 7.3 道前平野地区の保全対象種（15 種）

分類群	種名
両生類	アカハライモリ、ツチガエル
魚類	ドジョウ、ミナミメダカ、フナ類、ナマズ
昆虫類	ヘイケボタル、コガタノゲンゴロウ、ゲンジボタル
底生動物	カワニナ、マツカサガイ※
植物	ツツイトモ、ウキゴケ、ミズオオバコ、イチョウウキゴケ

※「マツカサガイは、事業計画策定以降の工事事前モニタリングで確認された種のため環境配慮計画に反映されていないが、「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（愛媛県条例第 15 号）」に基づき特定希少野生動植物に指定された希少種であるため、本種を事実上の保全対象種として扱う。」

表 7.4 道前平野地区の施工上の配慮を行う生物（5 種）

分類群	種名
鳥類	ナベヅル、ハイイロチョウビ、チョウビ、ヒクイナ、タマシギ

※施工上の配慮を行う生物：対象種には選定しなかったものの工事中の一時的な影響の緩和措置を行う生物

(3) モニタリング調査の実施状況・計画

各団地のモニタリング調査の実施状況及び今後の計画を以下に示す。

表 7.5 モニタリング調査実施計画

団地名	工事前	工事後	普及啓発	団地名	工事前	工事後	普及啓発
久妙寺	H27	R1 R4	R6(ホタル水路) R7(ビオトープ)	宮之内	R2 R7(樹木)	○	△
北条	H27	○	△	田野上方西	R3	○	△
北条新田	H27	○	△	志川	R7 R10(樹木)	○	△
安用出作	H29	○	△	北田野	R4 R9(樹木)	○	△
徳能出作		○	△	古田	R6	○	△
明理川		R8 予定	R9 予定	高松	R7	○	△
安用	H29	○	△	高田下	○	○	△
周布	R3	○	△	長野東	R8 予定	○	△
高知	R2	○	△	来見	R8 予定	○	△
田野上方東	R2	○	△				

○：実施予定、△：必要に応じて実施

(4) モニタリング調査結果

モニタリング調査結果を以下に示す。

表 7.6 モニタリング調査確認種一覧

分類群	種名	久妙寺	北条	北条新田	明理川 安用出作 徳能出作	安用	周布	田野 上方東	高知	宮之内	田野 上方西	北田野	古田	高松	志川	保全 対象種	施工上 の配慮	特定 外来 生物
鳥類	ヒクイナ	1						1						2			○	
両生類	アカハライモリ	1			2	3	2				9		5	5	1	○		●
	ツチガエル	1	1	3		1	3	1	1			1	1					
	ミシシippアカミミガメ	4						1			21	6			4	○		●
爬虫類	オオクチバス			1			2	1										●
魚類	ドジョウ		11	7	9	6	5	6			7	10	4	2	○			
	ナマズ		2	1	1	2					2		2		○			
	フナ類	2	3	6			2	1	1						○			
	ブルーギル												2					●
	ミナミメダカ		14	10	7		5		5				1		○			●
甲殻類	アメリカザリガニ		5	2			6											
貝類	カワニナ	3	5	1	6	3	16	1	1	1	20	12	10	18	12	○		
	マツカサガイ															○		
昆虫類	ゲンジボタル					1	3	1	1	1	6	4	3	10	28	○		
	コガタノゲンゴロウ					1	2	4				2	4	3	2	○		
	ヘイケボタル						2	1			5	4		6		○		
植物	外来アゾノ類			2														●
	オオキンケイギク						2	1										●
	オオフサモ		1	1	1	1					4	1	1					●
	ナガエツルノゲイトウ					1							1					●
	イチョウウキゴケ	1	1													○		
	ウキゴケ	2	1	1												○		

※表内の数字は個体数



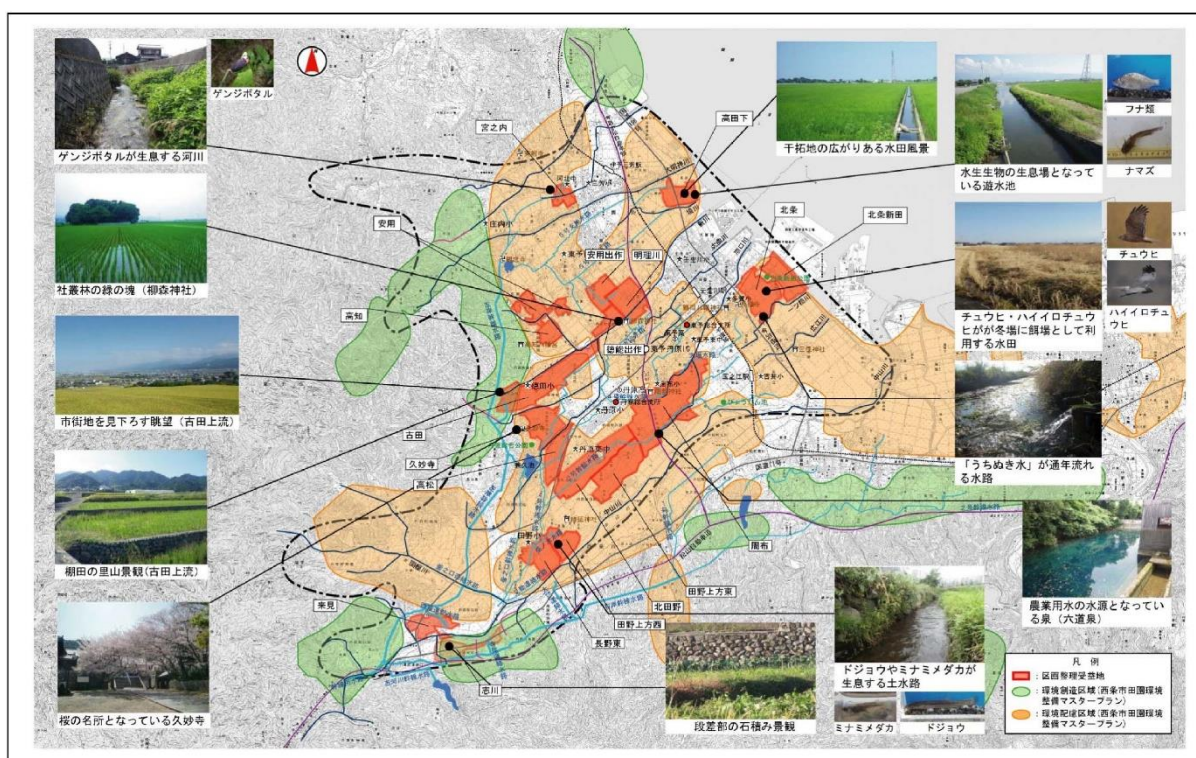
※マツカサガイは事業計画策定時点では確認されておらず、工事前モニタリング調査において初めて生息が確認された。マツカサガイは、「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(愛媛県条例第15号)」に基づき、特定希少野生動植物に指定されている(指定日：令和元年7月1日)。本種は、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例第1章(4)イの事業者の責務に「野生動植物の多様性の保全に関する施策に協力する」と記載がある。そのため、愛媛県県民環境部環境局自然保護課に報告し、今後は、愛媛大学、愛媛大学附属高校、愛媛県県民環境部環境局、生物多様性センターと協力して、保護しながら工事を進めていく。

7.3.4 その他の生態系への配慮の取組

- ・ 区画整理区域内を貫流する水路は従前どおり通年通水を確保（既存のうちぬき水の一部を保全し、有効利用）
 - 湧水のある水環境の保全を必要とするグループへの配慮：植物（ツツイトモ、ウキゴケ）
 - 水田、湿田、土水路を重要な生息・生育場とするグループへの配慮：両生類（アカハライモリ、ツチガエル）、魚類（ドジョウ、ミナミメダカ）、昆虫類（ヘイケボタル、コガタノゲンゴロウ）、植物（ミズオオバコ、イチョウウキゴケ）
 - 流量の安定した中栄養な流水環境を好むグループへの配慮：昆虫類（ゲンジボタル）、底生動物（カワニナ〔ゲンジボタルの餌生物〕）

7.4 景観への配慮

- ・ 豊かな湧水や棚田風景など地域特有の優れた、あるいは伝統的な農村風景の継承に配慮した対策を行う。
- ・ 排水機場等の大型の人工構造物は、景観を支配する大きな構成要素となるため、周辺の農村景観との調和に配慮した対策を行う。



※引用した写真の出典：ハイドロチュウビ チュウビ：「経営大南(23-4) 第104号 環境調査業務（鳥取）報告書」（2012年度版）

○湧水のある水環境の保全を必要とするグループへの環境配慮の方策
保全対象地：コブシ(山)、ウメタテ(赤川沿河)

【環境配慮の方策】

方策1：水路の底床きや、浸み工による生態系の生育場の確保【最小化】

 底床きが水辺植物の生育基盤となる
 浸み工で水を滲れ透れ度が増え水生植物の生育基盤を確保

方策2：区域管理区域内を貫通する水路は従前どおり通年流水を確保【影響の軽減】
 (既存のうちみき水の一部を保全し、有効利用する。)

 既存の「うちみき」

○水田、溜池、土水路を重要な生産・生活機能とするグループへの環境配慮の方策
保全対象地：コバハラノマヅル、ツサガハレン、アジリツ、ミナモト、ヘイホザキ、ムロガワ、カサネツギ、ミズヤナヒ、イチヤクソダ、アサギ

【環境配慮の方策】

方策1：土地開発ポットアップ運動による生態・生活機能の確保【最小化】

 最低の治水とした土水路ポットアップ

方策2：堤防直下による水田と水田の連続性を確保【最小化】

 堤防へ突出したスロープ設置による移動時の確保【修正】

方策3：排水路と水路との交差は可能な範囲で最小化【修正】
 (必要に応じて水田放棄の措置)

方策4：排水路と水路の交差は可能な範囲で最小化【修正】
 (必要に応じて水田放棄の措置)

方策5：区域管理区域内を貫通する水路は従前どおり通年流水を確保【影響の軽減】
 (既存のうちみき水の一部を保全し、有効利用する。)

 既存の「うちみき」

○流量の安定した中流帯な尻水環境を育むグループへの環境配慮の方策
保全対象地：ダンシヨボタナ、旭中央池・アフリマ(ダンシヨボタナの配水池)

【環境配慮の方策】

方策1：外郭の一画について幾点的に生産農地の保全・創出【最小化・修正】
 ・(排水工)や(ランドリ)を上流ダンシヨボタンの治水やカニノミを施し、出水口の増幅量を確保

アンダーパス、箱涵、堰
 排水機設置
 (埋め込)：生態系増進と遊歩道を確保
 グランビラ、カニノミ
 (ランドリ)と(埋め込)の組み合わせ
 ：生態系増進と排水機の確保

○水と緑豊かな水田景観への環境配慮の方策
保全対象地：水戸橋から上流にかけての風景

【環境配慮の方策】

方策：排水設備を、周辺の農村風景と調和させた景観とする。
 【修正】
 ・景観・変化
 ・設計の方針：低コスト、自然との調和に配慮し、外観・設置するあたり、排水機を周囲の農耕地と調和したデザインとする。

隣接する広延排水機周辺の景観と周辺色調(ゾナグラフ等)とした景観イメージ
 立ち入り防止柵を周辺の農村景観と馴染ませた様子

○水道水等から水田に適上し変換するグループへの環境配慮の方策
保全対象地：コブシ(山)、ウメタテ(赤川沿河)

【環境配慮の方策】

方策1：排水路(排水用)→水路、水路→水田までの高差を可能な範囲で最小化【最小化】
 (排水路(排水用)→水路、水路→水田間の水質の悪化を防ぐ為です)

排水パイプ型集水の例
 排水溝型集水の例

方策2：水路の側に深みと集魚ブロック、排水口等を併設し、移動時の遊動場を確保【最小化】
 設置基準：水路の排水性を確保する対象エリア内で水深が浅い水路に設置

魚籠の設置
 魚籠ブロック
 土留めの設置
 魚籠ブロックで遊動場の確保
 土留めで排水口の確保
 取水口に土留めを設置して魚を捕獲する

8. 事業コスト縮減の可能性

8.1 流用土の採用

ほ場整備工事において、1 換地区内で基盤土及び表土については、切盛りバランスを考慮して収支が±0 となるように実施しているが、埋蔵文化財の保護や地元要望による盤上げなど多くの土が必要となることがある。そこで、西条市内の公共工事や西条市周辺の東温市や今治市などで行っている工事の建設発生土を利用するなど、各方面に情報を入手しコスト縮減を図るよう努めている。

8,840m³の購入費が削減され、事業費ベースで 34 百万円が縮減された。

- ・購入土単価：1,830 円/m³（R4、R7 実績の平均値）
- ・発生土利用量：8,840m³

年度	発生土利用量（m ³ ）
R4	4,980
R7	3,860
合計	8,840

- ・削減された費用（事業費ベース）

$8,840 \text{ m}^3 \times 1,830 \text{ 円/m}^3 \times \text{経費率 } 2.1 = 34 \text{ 百万円}$

8.2 工事発生土仮置場費用の削減

ほ場整備工事は年度毎に実施しているが、地区内の農地は営農されている状況であり、年度ごとに発生する残土について、仮置きをする場所の確保が困難である。そこで、西条市内及び周辺の公共工事と調整を行い、掘削残土の有効利用を行うことでコスト縮減を図るよう努めている。

14,608m³の工事発生土の搬出により借地費等の補償費が削減され、事業費ベースで 7 百万円が縮減された。

- ・補償費単価：596 円/m²（当初計画の借地費・通作補償費単価に自然増を考慮）
- ・搬出土量：14,608m³
- ・1 m³土量当たり補償面積：0.834m²/m³（地区内の仮置土養生の数量）

年度	搬出土量 (m ³)
R4	200
R6	5,350
R7	9,058
合計	14,608

・削減された費用（事業費ベース）

$14,608 \text{ m}^3 \times 0.834 \text{ m}^2/\text{m}^3 \times 596 \text{ 円}/\text{m}^2 \times \text{経費率 } 1.0 = 7 \text{ 百万円}$

9. 関係団体の意見

本地区の事業実施について、愛媛県、関係市（西条市）及び関係土地改良区（西条市東予土地改良区、丹原町土地改良区）から意見を聴取したところ、次のとおりであった。

（１）愛媛県

本事業では、愛媛県西条市の道前平野地域の耕作放棄地を含む広範な農地を対象に、区画整理、農業用排水及び暗渠排水を一体的に整備し、土地利用の再編及び担い手への農地の利用集積による経営規模拡大を促進することで、本地域の農業の持続的な発展に大きく寄与するものと考えている。

既に整備が完了したほ場では、農業法人等を中心に戦略的な営農が展開されており、事業の効果が着実に表れ、地域農業の構造改革が順調に進展している。

今後は、より一層のコスト縮減や環境への配慮に努められるとともに、地元農家への丁寧な説明を継続して、早期の事業効果発現に向けて、計画的かつ確実な事業推進を要望する。

（２）関係市（西条市）

本事業は、地域の農業と農村環境を維持、発展させていくために必要不可欠な農業基盤の整備事業であることから、事業コストの縮減や環境に配慮しつつ、計画的な事業の推進を要望する。

（３）関係土地改良区

本事業の実施により環境、農作業面での評価が高く、後継者や担い手も基盤整備を有難く受け止めている。

今後も早期の事業完了、更なるコスト縮減を図り受益者の負担軽減に配慮して頂きたい。